

障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律

# 地域生活支援事業 運営等の手引

(給付事業用：改訂版)

平成25年 4月

和歌山市障害者支援課

## 目 次

1. 事業の進め方	1
(1) 事業所の登録について	
(2) 地域生活支援事業受給者証の確認	
(3) 利用者との契約及びサービス提供計画の作成	
(4) サービスの提供及び実績記録票の作成	
(5) 関係資料の保存	
2. 事業実施にあたっての留意事項	3
(1) 移動支援	
(2) 地域活動支援センターⅡ型事業（障害者デイサービス型）	
(3) 日中一時支援事業	
(4) 事業所の廃止・休止・再開・変更等	
3. 費用請求等について	9
(1) 請求期限について	
(2) 請求書等の作成方法について	
(3) 利用者負担の収納と代理受領額の通知について	
(4) 利用者負担額の上限調整をする利用者の範囲及び調整方法	
4. 資 料	11
事業所登録基準	
和歌山市地域生活支援事業に係る請求書等記載要領	
様式記入例、参考様式、サービスコード表等	

## 1. 事業の進め方

この手引では、移動支援事業、地域活動支援センターⅡ型事業（障害者デイサービス型）、日中一時支援事業（日中利用短期入所型）の実施方法、請求方法等について説明します。

### （1）事業所の登録について

事業を実施しようとする事業者は、和歌山市地域生活支援事業者の登録に関する基準を満たし、市の登録を受ける必要があります。

### （2）地域生活支援事業受給者証の確認

支給決定を受けた人に対して、市から支給決定内容を記した地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しています。サービスに関する支給決定内容は、次のとおりです。

#### ア 移動支援事業

- ①障害種別
- ②一月に利用できる支給量（例：10時間／月）
- ③身体介護の有無

#### イ 地域活動支援センターⅡ型事業（障害者デイサービス型）

- ①障害種別
- ②一月に利用できる支給量（例：10日／月）
- ③障害程度区分（介護給付の障害程度区分ではなく、旧障害者デイサービスの3区分）

#### ウ 日中一時支援事業（日中利用短期入所型）

- ①障害種別
- ②一月に利用できる支給量（例：5日／月）
- ③障害程度区分（介護給付の障害程度区分ではなく、旧短期入所の3区分）

### （3）利用者との契約及びサービス提供計画（ケアプラン）の作成

受給者証に記載された支給決定量の範囲内で利用者との契約し、サービス提供計画を作成します。費用の算定は、サービス提供計画を基に行います。また、事業者の記載欄を必ず確認し、既に他の事業者との契約している場合は、支給決定量から既契約量を除いた範囲内で契約及び計画を行います。

利用者と契約した量を必ず受給者証に記載してください。

※ 契約内容（新規・変更・終了）は、随時「地域生活支援事業契約内容（受給者証記載事項）報告書」にて必ず市に報告してください。

新規契約をされた利用者につきましてはケアプランとともに提出してください。

※ 契約内容報告書は、日中一時支援事業(日中利用短期入所型)については提出不要です。

### （4）サービスの提供及び実績記録票の作成

サービス提供計画に基づいてサービスを提供します。毎回のサービス提供の都度、サービス提供実績記録票にその内容を記載し、利用者の確認印をもらってください。移動支援事業の場合は、従事した者の認印を押印して下さい。（記載方法は、記載要領を参照してください）

い。)

費用の算定は計画に基づいて行いますので、真に止むを得ない理由で計画した時間に変更が必要となった場合は、速やかに計画を変更してください。

**(5) 関係資料の保存**

サービス提供に関する資料や、資料の基となる書類等を作成した場合は、5年の保存をお願いします。

## 2. 事業実施にあたっての留意事項

### (1) 移動支援

#### ア 移動支援事業における費用の算定について

移動支援は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限り、）の支援を市の登録を受けた事業者が実施する場合に費用算定します。

移動支援では、通学等については介護者の急病等の社会通念上から真に止むを得ないと考えられる場合を除いて対象としません。

移動支援の提供に当たっては、移動支援計画に基づいて行われる必要があります。事業者はこの計画を作成するに当たって、利用量が30分を単位として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要です。

また、移動支援を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該移動支援計画に基づいて行われるべき移動支援に要する時間に基づき算定されることに留意する必要があります。

なお、当初の計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに移動支援計画の見直し、変更を行うことが必要です。ただし、サービス計画よりも5～10分程度早くサービスの提供が終了した場合は、サービスの計画の見直しを行わずに、当初作成したサービス計画を記載してください。

#### イ 基準単価の適用について

移動支援計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に移動支援計画の見直しをする必要があります。

#### ウ 移動支援の所要時間等

移動支援を1日に複数回算定する場合にあつては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とします。他の訪問系サービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得ますが、2時間未満の場合は前後の移動支援を1回として算定します。また、所要時間30分未満で算定する場合の所要時間は20分程度以上とします。

なお、利用者が居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、地域活動支援センター若しくは通所による施設支援（日中活動系サービスを含む。）を受けている間又は児童福祉施設に通所している間は、移動支援サービス費は、算定しません。

他のサービスと連続する場合は、他のサービス内容と明確に区分して移動支援を計画してください。

#### エ 移動支援における身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断について

移動支援における身体介護を伴う場合とは、移動支援を行う際に実際に身体介護を行ったか否かではなく、当該障害者の日常生活において身体介護が必要な者であつて、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供することが想定されるかどうかによって市が判断し、支給決定します。

(エの判断基準) 居宅介護の通院介助と同様

- ① 障害程度区分2以上に該当していること。
  - ② 障害程度区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
    - (ア) 「歩行」 「3. できない」
    - (イ) 「移乗」 「2. 見守り等」, 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
    - (ウ) 「移動」 「2. 見守り等」, 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
    - (エ) 「排尿」 「2. 見守り等」, 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
    - (オ) 「排便」 「2. 見守り等」, 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- ※ この判断基準は、平成19年1月の更新から適用していますので、利用者の受給者証をご確認ください。

#### オ 同時に二人の従事者が移動支援を行う場合

二人の従事者が移動支援を行う場合は、支給決定の際に二人での対応が必要かどうか判断して決定しています。例えば、体重が著しく重い等の身体的理由、行動障害が著しく二人での対応が必要な場合等です。二人派遣の利用決定については、受給者証にその旨を記載しています。

#### カ 移動手段について

移動手段については、これまでと同様に公共交通機関の利用を原則とし、真に止むを得ない事情があってヘルパー自身が運転する自動車を使用した場合は、運転時間をサービス提供時間から除きます。

なお、道路運送法により有償無償を問わず介護輸送等を行うには許可等が必要となります。そのため、移動支援の際に、止むを得ず自動車を使用する場合は、許可等を受けた車両及びヘルパーが従事しなければなりませんので、ご注意ください。

#### キ 移動支援事業の減算対象となる時間について

目的地で一時的に利用者から離れる場合（利用者が〇〇教室を利用中のため1人で行動する場合等）については、ヘルパーが利用者につき添っていないこととなりますので、この時間は算定時間から除きます。 ※ 実績記録票「目的地・移動手段・目的地までの所要時間」の記入欄において、算定時間の内容がわかるように記入をお願いします。

## (2) 地域活動支援センターⅡ型事業（障害者デイサービス型）

### ア 単価区分の適用について

単独型の単価適用については、下記に掲げる施設等に併設しておらず、専任かつ常勤の管理者が配置されるものに適用します。この場合、「併設」とは、同一建物内に事業所がある場合のほか、同一敷地内、隣接又は近接する敷地に事業所がある場合を含みます。

また、入浴サービス又は食事サービスを行っていない事業所に対しては、作業中心型の費用を算定します。

(併設施設等)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を行う事業所、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第63条第1項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護老人保健施設

### イ 所要時間による区分の取扱い

4時間以上6時間未満のサービスを受けることとなっている利用者に対し、体調不良等の理由により4時間未満でサービスの提供を中止した場合については、4時間未満の単価で算定します。また、所要時間が6時間ちょうどの場合は、4時間以上6時間未満の単価を適用します。

なお、利用者本人の都合で全くサービスを受けなかった場合は、実際にサービスが提供されていないことから、その理由にかかわらず算定はできません。

また、同じ日に4時間未満のサービスを2回提供した場合は、そのサービス提供が計画に基づくものであれば、それぞれについて4時間未満の単価を適用して算定します。

いずれの場合であっても、送迎にかかる時間については、サービス提供の所要時間には含みません。

### ウ 低所得者等に対する食事提供体制加算の取扱いについて

低所得者等に対する食事の提供に係る加算の算定（加算該当者は受給者証を確認してください。）に当たっては、原則として当該地域活動支援センター事業所内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定しますが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。

なお、事業所外で調理されたものを提供する場合、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められます。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはなりません。

また、1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、食事の提供に係る加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできません。

### エ 送迎加算の取り扱い

送迎サービスについては、事業所と居宅までの送迎を原則としますが、道路幅が狭い等の理由から居宅まで送迎できない場合等のやむを得ない場合においては、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で行ったものについて算定します。

### オ 人員基準を満たしていない事業所についての取り扱い

人員基準を満たしていない事業所に対する費用算定は、70%の算定単位となります。

### (3) 日中一時支援事業（日中利用短期入所型）

#### ア 遷延性意識障害及び重症心身障害の単位数の算定について

医師により下記の基準に適合すると認められた遷延性意識障害児（者）若しくはこれに準ずる障害児（者）又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害児（者）に対し、医療機関である日中一時支援事業所において、日中一時支援(日中利用短期入所型)を行った場合は、遷延性意識障害の単位数を算定します。

また、重症心身障害児（者）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（者）をいう。）である利用者に対し、医療機関である日中一時支援事業所において、日中一時支援(日中利用短期入所型)を行った場合は、重症心身障害の単位数を算定します。

なお、上記の利用者を医療機関ではない福祉型の日中一時支援事業所において受け入れることは可能ですが、その場合は遷延性意識障害（福祉型）・重症心身障害（福祉型）の単位数を算定します（単位数は基本と同じです）。

#### (遷延性意識障害基準)

次の各号に掲げる基準のうち、五以上の基準に適合すること。

- (ア) 自力での移動が不可能であること。
- (イ) 意味のある発語を欠くこと。
- (エ) 意思疎通を欠くこと。
- (オ) 視覚による認識を欠くこと。
- (カ) 原始的なそしゃく、嚙えん下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。
- (キ) 排せつ失禁状態であること。

#### イ 指定短期入所事業との併用について

同じ日に指定短期入所事業所において短期入所サービスを提供している場合は、その指定短期入所事業所が併設する日中一時支援事業所は当該利用者につき日中一時支援(日中利用短期入所型)を提供できません。ただし、指定短期入所事業所と併設されていない日中一時支援事業所における日中一時支援(日中利用短期入所型)は算定できます。

#### ウ 低所得者等に対する食事提供体制加算の取扱いについて

(2) のウと同じ扱いとします。

#### エ 送迎加算の取扱い

(2) のエと同じ扱いとします。

### (4) 事業所の廃止・休止・再開・変更等

登録を受けた事業所において、廃止、休止、再開をする場合は届出が必要となります。

また、登録を受けた事項に変更があった場合においても届出が必要となります。

(届出が必要な事項)

- ①事業所の名称及び所在地
- ②申請者の名称及び事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ③定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- ④管理者等主たる従業者の氏名及び住所
- ⑤運営規程

⑥利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

⑦事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

⑧その他事業所運営に係る重要事項

※ 変更の日から10日以内に届け出てください。

基準内の従業員の異動は、年度において一括届出を受けます。

### 3. 費用請求等について

#### (1) 請求期限について

費用に関する請求書は、各月について翌月の10日（10日が土、日及び祝日に当たる場合は前日）までに提出してください。

#### (2) 請求書等の作成方法について

次の書類を提出してください。詳細については、資料「和歌山市地域生活支援事業に係る請求書等記載要領」に基づいて作成してください。

##### ①請求書

移動支援等の事業種別ごとに作成してください。

※請求者名は、登録を受けた事業者名を記載してください。

(例) 株式会社〇〇〇（〇〇〇ホームヘルプサービス）  
代表取締役 〇〇〇〇

##### ②明細書

利用者ごとに作成してください。

※ 請求書及び明細書の内容に訂正がある場合は、修正液等を使用しないでください。

訂正印（請求に使用する代表者印）を使用するか、修正液で修正した場合は、コピーしたものに代表者印を押印して提出してください。ただし、請求書の請求金額を訂正印で訂正することはできません。

##### ③サービス提供実績記録票の写し

原本をコピーして添付してください。

##### ④口座登録申出書

初めて請求する場合に、請求書提出時に提出してください（和歌山市障害者支援課にて交付しています）。

#### (3) 利用者負担の収納と代理受領額の通知について

地域生活支援事業の利用者負担額は、障害福祉サービスや障害児通所支援事業と同様の世帯ごとの月額負担上限を設定し、地域生活支援事業の利用者負担額と障害福祉サービス及び障害児通所支援事業の利用者負担額を合算して調整します。具体的な調整方法は別添を参照してください。

また、地域生活支援事業の利用者負担額は、各事業所にて各利用者より事業者の収入として収納してください。その際に、利用者に書面で代理受領額の通知（市から受領した当該利用者についての地域生活支援給付費の額の通知）をしてください。

※利用者負担額の調整のために障害福祉サービス事業者や障害児通所支援事業者間での利用者負担額に関する情報を得なければなりません。そのためには利用者の同意が必要です。ので「和歌山市地域生活支援事業に係る利用者負担上限調整のための情報取得の同意に関する届出書」を利用者ごとに提出してください。

※和歌山市地域生活支援給付費を代理受領するために、「和歌山市地域生活支援給付費の請求及び受領に関する委任の届出書」を利用者ごとに提出してください。

#### (4) 利用者負担額の上限調整をする利用者の範囲及び調整方法

##### 1. 障害福祉サービス又は障害児通所支援事業を併用する者

###### (1) 通所施設、日中活動系サービス、グループホーム・ケアホーム又は障害児通所支援事業の利用者

これらの障害福祉サービス事業者又は障害児通所支援事業者は、上限管理者となっているので、地域生活支援事業者がこれらの上限管理者に利用者負担額を確認して、地域生活支援事業の利用者負担額を算定する。

なお、障害福祉サービス（訪問系を含む）と障害児通所支援事業の両方において上限額管理者が設定されている受給者の場合、双方の上限額管理者に利用者負担額について確認を行い、地域生活支援事業の利用者負担額を算定する。

###### i 1つの地域生活支援事業者を利用している場合

障害福祉サービス及び障害児通所支援事業における総利用者負担額と利用者の上限月額との差の範囲内で算定する。（大部分の利用者は0円と見込まれる。）

※同一の地域生活支援事業者の複数事業所（同一管理事業所）を利用している場合は、事業者内で調整する。調整順序は、地域活動支援センター⇒移動支援⇒日中一時支援（日中利用短期入所型）とする。

###### ii 複数の地域生活支援事業者を利用している場合

iと同じ方法で算定する。地域生活支援事業者間では調整しない。調整する必要がある場合は、償還払いとする。（大部分の利用者は0円と見込まれる。）

###### (2) 訪問系サービスのみの利用者

###### i 障害福祉サービスの上限管理者が設定されている場合

###### a 1つの地域生活支援事業者を利用している場合

上限管理者の把握した障害福祉サービス利用者負担額と利用者の上限月額との差の範囲内で算定する。（大部分の利用者は0円と見込まれる。）

※同一管理事業所の場合は、1の(1)のiに準じる。

###### b 複数の地域生活支援事業者を利用している場合

aと同じ方法で算定する。地域生活支援事業者間では調整しない。調整する必要がある場合は、償還払いとする。（大部分の利用者は0円と見込まれる。）

###### ii 障害福祉サービスの上限管理者が設定されていない場合

上限調整しない。上限調整が必要な場合は、償還払いとする。

※同一管理事業所の場合は、1の(1)のiに準じる。

##### 2. 地域生活支援事業のみを利用する者

###### (1) 1つの地域生活支援事業者を利用している場合

地域生活支援事業の負担上限まで利用者負担を算定する。

※同一管理事業所の場合は、1の(1)のiに準じる。

###### (2) 複数の地域生活支援事業者を利用している場合

地域生活支援事業者間では調整しない。調整する必要がある場合は、償還払いとする。

※同一管理事業所があれば、1の(1)のiに準じる。

## 4. 資料

### 事業所登録基準

#### 1 移動支援事業者登録基準

##### (1) 基本要件

法第36条第1項の規定により障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の障害福祉サービスを実施する者に限る。）の指定を受けた者とする。

##### (2) 運営に関する基準

和歌山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護についての運営に関する基準に準じるものとする。

#### 2 地域活動支援センターⅡ型(障害者デイサービス型)

基本要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人であること。</li> <li>法第5条第1項に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行又は就労継続支援を行う事業所及び同条第26項に規定する他の地域活動支援センターに併設されていないこと。</li> </ul>	
利用者数	1日当たりおおむね15名以上を受け入れることができること。	
人員基準	従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援員又は介護職員 3名以上</li> <li>支援員又は介護職員のうち1名以上を専任で常勤のものとする。</li> <li>支援員又は介護職員は、障害者の地域活動を支援するために適切な能力を有するものとする。</li> <li>支援員又は介護職員の総数は、事業の実施時間帯を通じて、利用者15人までは3以上、それ以上5又は端数を増すごとに1を加えた数以上とする。</li> <li>給食サービス、入浴サービス又は送迎サービスを行う事業所は、実施に必要な従業者を置かなくてはならない。</li> </ul>
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>専ら職務に従事する常勤の管理者を置くこと。</li> <li>管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができること。また、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</li> </ul>
設備基準	相談室	間仕切り等を設けること。
	日常生活訓練室	訓練に必要な機械器具等を備えること。
	社会適応訓練室	訓練に必要な備品等を備えること。
	作業室	作業に必要な機械器具等を備えること。
	食堂（給食サービスを実施する場合）	食事の提供に支障がない広さを備えること。
	浴室（入浴サービスを実施する場合）	障害の特性に応じたものであること。
	<p>その他地域活動支援センターの運営に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>これらの設備は、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこと。ただし、当該地域活動支援センター及び他の事業の運営に支障がなければこの限りではない。</p>	

運営基準	次の項目を規定する運営規程を定めていること。
	1 事業の目的及び運営の方針
	2 従業者の職種、員数及び職務の内容
	3 開所日及び開所時間
	4 地域活動支援センターの利用定員
	5 地域活動支援センターの事業の内容及び利用者からの受領する費用の額
	6 事業利用に当たっての留意事項
	7 緊急時等における対応方法
	8 非常災害対策
	9 虐待防止のための措置に関する事項
10 その他運営に関する重要事項	

### 3 日中一時支援事業者登録基準

基本要件	法第36条第1項の規定により障害福祉サービス事業者（短期入所の障害福祉サービスを実施する者に限る。）の指定を受けた者	
利用者数	指定短期入所事業所として指定を受けた利用定員の範囲内	
人員基準	従業者	指定短期入所事業所としての基準を満たす職種・人数を確保していること。
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら職務に従事する常勤の管理者を置くこと。</li> <li>・管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができること。また、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</li> </ul>
設備基準	指定短期入所事業としての基準を満たす設備を有すること。	
運営基準	次の項目を規定する運営規程を定めていること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の目的及び運営の方針</li> <li>2 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>3 開所日及び開設時間</li> <li>4 日中一時支援の利用定員</li> <li>5 日中一時支援の事業の内容及び利用者からの受領する費用の額</li> <li>6 事業利用に当たっての留意事項</li> <li>7 緊急時等における対応方法</li> <li>8 非常災害対策</li> <li>9 虐待防止のための措置に関する事項</li> <li>10 その他運営に関する重要事項</li> </ol>	

## 和歌山市地域生活支援事業に係る請求書等記載要領

### I 地域生活支援事業請求書（様式1）に関する事項

#### 1 請求先

和歌山市長とすること。

#### 2 請求金額

地域生活支援事業請求明細書の請求額の合計額を記載すること。

#### 3 内訳

##### (1) サービス提供年月

請求対象となるサービスを提供した年月を和暦で記載すること(例:平成23年04月分)。

なお、提供月が異なるものについては、請求書を別葉とすること。

##### (2) 請求事業名

請求する事業名を記載すること。

(例:移動支援事業,地域活動支援センター事業,日中一時支援事業)

##### (3) 件数

添付した明細書の件数を記載すること。

##### (4) 金額

添付した明細書の請求額の合計を記載すること。

##### (5) 合計

内訳欄に記載された金額の合計額を記載すること。

#### 4 請求日

和歌山市へ請求を行う日付を記載すること。(サービス提供月の翌月の10日までに請求する。)

#### 5 事業所番号

事業所登録番号を記載すること。

#### 6 請求事業者

##### (1) 住所(所在地)

登録を受けた事業所の所在地とその郵便番号を記載すること。

##### (2) 電話番号

和歌山市からの問い合わせ用の連絡先電話番号を記載すること。

##### (3) 名称

登録を受けた事業者の名称及び事業所の名称を記載すること。

##### (4) 職・氏名

事業者の代表者の職・氏名を記載すること。代表者印を必ず押印すること。

## II 地域生活支援事業請求明細書（様式2-1）に関する事項

### 1 基本事項

- (1) 地域生活支援事業明細書（以下「明細書」という。）は、1事業所（事業所番号単位）の受給者1人につき1月に1件作成すること。
- (2) 1枚の明細書の費用の額計算欄に請求明細が記入しきれない場合は、何枚中の何枚目であるかを所定の欄に記載し、複数の明細書に分けて明細の記入を行うこと。この際、2枚目以降については、受給者証番号、事業所番号以外の記載は省略して差し支えないこと。  
また、当月費用の額合計欄は一枚目にのみ記載するものとする。
- (3) 1人の支給決定障害者等について、同一月分の、同一様式の明細書を2件に分けて作成することはできないこと（前記(2)を除く。）。

### 2 項目別の記載要領

- (1) 市町村番号  
請求に係る支給決定障害者等に記載された市町村番号「302018」を記載する。
- (2) サービス提供年月  
請求対象となるサービスを提供した年月を和暦で記載すること。
- (3) 支給決定障害者等
  - ア 受給者証番号  
地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）に記載された受給者証番号を記載すること。
  - イ 支給決定障害者等氏名  
受給者証に記載された受給者の氏名を記載すること。
  - ウ 支給決定に係る障害児氏名  
受給者証に記載された支給決定に係る児童の氏名を記載すること。
  - エ 利用者負担上限月額  
請求に係る支給決定障害者等の受給者証に記載された負担上限月額を記載する。
- (4) 請求事業者
  - ア 登録事業所番号  
当該事業所の登録事業所番号を記載する。
  - イ 事業者及びその事業所の名称  
登録を受けた事業者の名称及び事業所の名称を記載すること。
- (5) 障害福祉サービス上限額管理事業所欄  
障害福祉サービスにおける利用者負担上限額管理事業所に当該月の障害福祉サービス利用分の利用者負担額を確認した場合に記載する。
  - ア 指定事業所番号、事業所名称  
利用者負担上限額管理事業所の指定事業所番号及び事業所の名称を記載する。
  - イ 総利用者負担額  
障害福祉サービス利用分の利用者負担合計額を記載する。
- (6) 障害児通所支援事業上限額管理事業所欄  
障害児通所支援事業における利用者負担上限額管理事業所に当該月の障害児通所支援事業

利用分の利用者負担額を確認した場合に記載する。

ア 指定事業所番号、事業所名称

利用者負担上限額管理事業所の指定事業所番号及び事業所の名称を記載する。

イ 総利用者負担額

障害児通所支援事業利用分の利用者負担合計額を記載する。

(7) 障害福祉サービス及び障害児通所支援事業における総利用者負担額、管理結果額欄

障害福祉サービス又は障害児通所支援事業における利用者負担上限額管理事業所に当該月の利用者負担額を確認した場合に記載する。

ア 総利用者負担額

当該月の障害福祉サービス利用分の利用者負担額と障害児通所支援事業利用分の利用者負担額の合計額を記載する。

イ 管理結果額

(3)のエの利用者負担上限月額から(7)のアの総利用者負担額を控除した額を記載する。もし障害福祉サービスや障害児通所支援事業において利用者負担上限月額を全額充当していた場合は0円と記載する。

(例) 利用者負担上限月額が4,600円、障害福祉サービス利用分利用者負担額が1,000円、障害児通所支援事業利用分利用者負担額が2,300円の場合

$1,000+2,300=3,300$  となり、3,300円を(7)のアの総利用者負担額として記載する。

$4,600-3,300=1,300$  となり、1,300円を(7)のイの管理結果額として記載する。

この管理結果額がすなわち地域生活支援事業における利用者負担可能額となる。

なお、(7)のアの総利用者負担額が(3)のエの利用者負担上限月額と同額もしくはそれ以上である場合は、管理結果額は0円と記載する。

(8) 地域生活支援事業同一管理事業所欄

同一受給者が、複数の地域生活支援事業所を利用し、且つそれらの地域生活支援事業所が同一管理事業所であった場合に記載する。

ア 登録事業所番号、事業所名称

同一管理事業所内において利用者負担額の充当順位が最も優先される事業所の登録事業所番号及び事業所の名称を記載する。

※1 なお、地域活動支援センター事業⇒移動支援事業⇒日中一時支援事業の順に充当する。

※2 同一管理事業所間の調整を行った場合は、「地域生活支援事業同一管理事業所間利用者負担上限額管理票」を各明細書に添付すること。

イ 同一管理事業所間調整後利用者負担額

(3)のエの利用者負担上限月額もしくは(7)のイの管理結果額の範囲内で、同一管理事業所間の利用者負担額を調整した額(自事業所分)を記載する。

(例) 利用者負担上限月額が9,300円、管理結果額が1,300円の場合で、同一管理事業所である

A地域活動支援センターとA移動支援事業所を利用している場合

①利用者負担額がA地域活動支援センターで2,000円、A移動支援事業所で500円の場合

A地域活動支援センターの同一管理事業所間調整後利用者負担額は1,300円

A移動支援事業所の同一管理事業所間調整後利用者負担額は0円

②利用者負担額がA地域活動支援センターで1,000円、A移動支援事業所で500円の場合

A地域活動支援センターの同一管理事業所間調整後利用者負担額は1,000円

A移動支援事業所の同一管理事業所間調整後利用者負担額は300円

③利用者負担額がA地域活動支援センターで500円、A移動支援事業所で200円の場合

A地域活動支援センターの同一管理事業所間調整後利用者負担額は500円

A移動支援事業所の同一管理事業所間調整後利用者負担額は200円

(9) 給付費明細欄

ア サービス内容及びサービスコード

請求対象サービスの内容を識別するため、地域生活支援事業に係るサービスコード表の請求名称（サービス内容）及び請求コード（サービスコード）を記載すること。

イ 単位数

請求対象サービスに対応する算定単位数を記載すること。

ウ 回数

サービス提供回数を記載すること。

エ サービス単位数

「イ 単位数」に「ウ 回数」を乗じて算出した額を記載すること。

(10) 請求額集計欄

給付費明細欄に記載したサービス種別ごとに左欄から以下の順に集計する。

なお、地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の送迎等の加算コード分については単位数単価が10円であるため、本体報酬とは欄を分けて計算する（右側へ記載）。

ア サービス種類コード

当該サービス種類のサービスコードの上2桁の番号及び名称を記載する。

《サービス種類コード及び名称》

01：移動支援 02：地域デイ 03：日中一時

イ サービス利用日数

当該月におけるサービス提供実日数を記載する。

ウ 給付単位数

給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載する（本体報酬分と加算分をそれぞれ合算した値を記載すること）。

エ 単位数単価

10.18で計算する（加算分については10.00）。

オ 給付率

給付率を記載する（受給者証に特別の記載がない限り90/100）。

カ 総費用額

給付単位数に単位数単価を乗じて得た額を記載する（小数点以下切捨て）。

キ 給付率に基づく請求額

総費用額に給付率を乗じた額を記載する（小数点以下切捨て）。

ク 給付率に基づく利用者負担額②

「カ 総費用額」から「キ 給付率に基づく請求額」を控除した額を記載する。

ケ 決定利用者負担額

確定した利用者負担額（ク「給付率に基づく利用者負担額」、「（３）エ 利用者負担上限月額」、「（７）イ 管理結果額」、「（８）イ 同一管理事業所間調整後利用者負担額」を比べて低い額）を記載する。

コ 請求額

「カ 総費用額」から「ケ 決定利用者負担額」を控除した額を記載する。

### Ⅲ 実績記録票に関する事項（様式3-1～3）

#### 1 基本事項

- (1) 実績記録票については、1事業所（事業所番号単位）の支給決定障害者等1人につき1月に1件作成すること。
- (2) 1枚の実績記録票の実績記入欄に実績記録が記入しきれない場合は、何枚中の何枚目であるかを所定の欄に記載し、複数の実績記録票に分けて実績の記入を行うこと。この際、2枚目以降については、受給者証番号、事業所番号以外の記載は省略して差し支えないこと。
- (3) 様式3-1においては、身体介護を伴う、身体介護を伴わないの区分毎に、様式を作成すること。
- (4) 1人の支給決定障害者について同一月分の、同一様式の実績記録票を2件に分けて作成することはできないこと（前記(2)及び(3)を除く。）。

#### 2 項目別の記載要領

##### (1) 共通事項（様式3-1から3-3まで）

- ① サービス提供年月  
当該サービスを提供した年月を和暦で記載すること。
- ② 受給者証番号  
受給者証に記載された利用者証番号を記載すること。
- ③ 受給者氏名（児童氏名）  
受給者証に記載された受給者の氏名を記載すること。  
なお、障害児に対してサービスを提供した場合は、受給者証に記載された支給決定に係る児童の氏名を（ ）内に記載すること。
- ④ サービス内容及び契約（決定）量  
当該事業所と契約を行ったサービス内容及び契約量を記載すること。
- ⑤ 障害種別  
受給者証に記載された障害種別に○をすること。
- ⑥ 区分  
受給者証に単価区分（障害程度区分）が記載されているサービスについては、単価区分を記載すること。
- ⑦ 利用者負担上限月額  
受給者証に記載された負担上限月額を記載すること。
- ⑧ 事業所番号  
事業所の登録番号を記載すること。
- ⑨ 事業者及びその事業所の名称  
登録を受けた事業者の名称及び事業所名称を記載すること。
- ⑩ 利用者確認印  
事業者は、サービス利用者に対しサービス提供の都度、実績記録票の記載内容を提示し、確認及び自署又は押印を求めること。

(2) 移動支援事業サービス提供実績記録票（様式3-1）

- ① 日付・曜日  
当該サービス提供月において、計画書に記載したサービス提供予定日を記載すること。
- ② サービス内容  
「身体介護を伴う」又は「身体介護を伴わない」の区分を記載すること。
- ③ 移動支援計画  
移動支援計画書に基づいて記載すること。
- ④ サービス提供時間  
現にサービスに要した時間を記載すること。
- ⑤ 算定時間数  
移動支援計画に記載したサービスの時間数について記載すること。  
なお、減算時間がある場合は当該時間を控除した時間を記載すること。  
複数人派遣の場合は人数と時間数をかけた総時間数を記載すること。
- ⑥ 派遣人数  
受給者等に対して複数人でサービスを提供した際にはその人員数を記載すること。
- ⑦ 目的地・移動手段・目的地までの移動時間  
移動支援計画で計画された目的地・移動手段・目的地までの所要時間を（減算時間がある場合はその時間も）記載すること。
- ⑧ サービス提供者印  
サービスを実際に提供した者（二人目や運転手を含む）は、サービス提供の都度、自署又は押印をすること。
- ⑨ 合計  
計画時間数及び算定時間数のそれぞれの項目の合計時間数を記載すること。

(3) 地域活動支援センター事業Ⅱ型（障害者デイサービス）提供実績記録票（様式3-2）

- ① 提供日付・曜日  
当該サービス提供月において、支援計画に記載したサービス提供予定日を記載すること。
- ② 支援計画  
支援計画書に記された事項に基づいて記載すること。  
なお、地域活動支援センターⅡ型事業（障害者デイサービス型）における計画日数については「日」単位とし、4時間未満の提供は「0.5」、4時間以上6時間未満の提供は「0.75」、6時間以上の提供は「1」と記載すること。  
※ なお、4時間ちょうどのサービス提供（例 10:00～14:00）の場合は4時間未満として0.5日、6時間ちょうどのサービス提供は6時間未満として0.75日の算定となる。
- ③ サービス提供実績  
実際に提供したサービス時間及び提供内容を記載すること。
  - ア 食事提供  
市に食事提供体制加算の届け出を行っている事業所においては、加算対象となる低所得利用者に対して食事を提供した日に「1」を記載すること。
  - イ 入浴

入浴介助を行った日に「1」を記載すること。

ウ 送迎

送迎を実施した場合には、片道単位で回数を記載すること。

④ 算定日数

支援計画に基づきサービスが提供された場合に、計画に定める日数（上記②の区分による。）を記載すること。

(4) 日中一時支援(日中利用短期入所型) (様式3-3)

① 利用日

サービスの提供した日を記載すること。

② 利用時間

現にサービスに要した時間ではなく、日中一時支援（日中利用短期入所型）として、利用者の意向を踏まえて設定した時間を記載すること。

③ 算定日数（時間数）

利用時間が4時間未満の提供は「0.25」、4時間以上8時間未満の提供は「0.5」、8時間以上の提供は「0.75」と記載すること。

※ なお、4時間ちょうどのサービス提供（例 10:00～14:00）の場合は4時間未満として0.25日、8時間ちょうどのサービス提供は8時間未満として0.5日の算定となる。

④ 送迎

送迎を実施した場合には、片道単位で回数を記載すること。

⑤ 食事提供

加算対象となる低所得利用者に対して食事を提供した日に「1」を記載すること。

⑥ 合計

当該項目の合計をそれぞれの単位に従って記載すること。

## 移動支援の所要時間算定の具体例

### 1 移動手段について自動車を利用した場合

(記入例) 目的地・移動手段・目的地までの所要時間を記載する欄に、次のように記載してください。

- (1) 市民図書館 自動車 (ヘルパー運転) 往復 30分
- (2) 市民図書館 自動車 (運転は別に1名) 往復 30分

(1) の場合は運転時間の30分が算定時間から除かれます。この場合、算定時間数には計画時間に基づくサービス提供時間(2時間)から30分を引いた時間(1.5時間)を記入してください。

(例)

移動支援計画			サービス提供時間		算定時間数
開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	
10:00	12:00	2	10:00	12:00	1.5

(2) の場合は自動車に乗車中もヘルパーが利用者に付き添うこととなりますので、移動時間も算定時間に含まれます。ただし、この場合はサービス提供者印の押印欄に運転者の押印をお願いします。(ヘルパーと運転者の2つの印を押すこととなります。)

(注意) 移動手段はやむを得ない事情を除き、原則として公共交通機関を利用いただくこととなっています。また、やむを得ない事情により自動車を利用する場合は、道路運送法に基づき有償無償を問わず介護輸送を行うには許可等が必要となります。御留意ください。

### 2 目的地で一時的に利用者から離れる場合

(記入例)

〇〇教室 (30分待機) バス 往復 30分

この場合、利用者が〇〇教室を利用中(利用者が1人で行動する場合)については、ヘルパーが利用者に付き添っていないこととなりますので、この時間は算定時間から除きます。(計画時間等の記入例については、上記の例を参照願います。)

### 3 1, 2における算定について

ヘルパーが利用者に付き添っていない時間については、算定時間から除くこととなります。算出に際しては、「4 算定時間について」を参考にして作成してください。

なお、1, 2両方の時間がある場合や往復の運転時間はその合計時間を減算します。

以上に記載した内容の他の場合も考えられますが、その場合は「目的地・移動手段・目的地までの所要時間」において、算定時間の内容がわかるように記入をお願いします。

### 4 算定時間について

計画時間数	提供時間数	算定時間数
30分	20分未満	0時間
	20分以上	0.5時間
1時間	45分未満	0.5時間
	45分以上	1時間
1時間30分	1時間15分未満	1時間
	1時間15分以上	1.5時間
それ以上	上記の計画時間が1時間、1時間30分の場合に準じて、算定する	

(様式1)

地域生活支援事業請求書

記載例

(あて先) 和歌山市長 様

請求金額	十億			百万	千	円	¥	1	5	2	7	0
------	----	--	--	----	---	---	---	---	---	---	---	---

地域活動支援センター事業(障害者デイサービス型)  
又は日中一時支援事業 請求事業に応じて名称を  
記載してください。

内 訳	平成	2	4	年	0	4	月分			
	請求事業名							件数	金額	
	移動支援事業							1	15,270	
	合計								15,270	

上記のとおり請求します。

平成 24 年 5 月 10 日

事業所番号	3	0	6	0	1	1	0	0	0	0
請求事業者	住所 (所在地)	〒 640-8511 和歌山市〇〇〇-1								
	電話番号	073-435-1060								
	名称	社会福祉法人〇〇〇 〇〇〇移動介護事業所								
	職・氏名	理事長 〇〇 〇〇 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">社会福祉法人 〇〇〇 理事長印</span>								

地域生活支援事業給付費明細書

記載例1

移動支援・地域活動支援センターII型(障害者デイサービス)・日中一時支援

市町村番号	3	0	2	0	1	8
-------	---	---	---	---	---	---

平成	2	4	年	0	4	月	分
----	---	---	---	---	---	---	---

受給者証番号	0	0	0	0	0	1	2	3	4
支給決定障害者等氏名	和歌山 太郎								
支給決定に係る障害児氏名	和歌山 花子								

登録事業所番号	3	0	6	0	1	1	0	0	0	0
請求事業者	事業者及びその事業所の名称 社会福祉法人〇〇〇 〇〇〇移動介護事業所									

利用者負担上限月額 ①	9	3	0	0
-------------	---	---	---	---

上限額管理事業所の設定がなされていない場合は、記載不要

(A) 障害福祉サービス 上限額管理事業所	指定事業所番号	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	総利用者負担額	3	0	0	0
	事業所名称	社会福祉法人△△△ ヘルパーステーション〇〇																

(B) 障害児通所支援事業 上限額管理事業所	指定事業所番号	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	総利用者負担額	4	0	0	0
	事業所名称	障害児通所支援事業所 〇〇〇〇																

(A)+(B)	総利用者負担額	7	0	0	0	管理結果額	2	3	0	0
---------	---------	---	---	---	---	-------	---	---	---	---

地域生活支援事業 同一管理事業所	登録事業所番号														同一管理事業所間調整後利用者負担額						
	事業所名称																				

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
児童移動介護1H	013202	400	10	4000	
<p>(A)+(B)欄は、上限額管理事業所の設定がある場合は、必ず記載してください。 例えば、(A)または(B)どちらか一方の記載欄への記入しかない場合も、もう一方における総利用者負担額を0円とみなして計算し、(A)+(B)欄における総利用者負担額および管理結果額を記載してください。</p>					
<p>【算定例1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担上限額 9,300円</li> <li>・上限額管理事業所の設定がある場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(A)障害福祉サービス利用分 利用者負担額の合計 3,000円</li> <li>(B)障害児通所支援事業利用分 利用者負担額の合計 4,000円</li> <li>(A)+(B) 総利用者負担額 7,000円</li> <li>⇒管理結果額 9,300-7,000=2,300円</li> <li>・地域生活支援事業利用状況</li> </ul> </li> </ul>					

サービス種類コード	0	1	移動支援																				
サービス利用日数	1	0	日																	合計			
給付単位数			4	0	0	0														2	0	0	0
単位数単価	1	0	1	8	円/単位	1	0	0	0	円/単位													
給付率			9	0	/100				9	0	/100												
総費用額			4	0	7	2	0																
給付率に基づく	請求額		3	6	6	4	8																
	利用者負担額②			4	0	7	2																
決定利用者負担額				2	3	0	0																
請求額			3	8	4	2	0																

		枚中			枚目
--	--	----	--	--	----

平成 24 年 4 月分

移動支援事業サービス提供実績記録票

受給者証番号	0	0	0	0	0	0	1	2	3	4	受給者氏名 (児童氏名)	和歌山 太郎 (和歌山 花子)	事業所番号					
契約量	身体介護を伴う		15時間			身体介護を伴わない												
障害種別						利用者負担上限月額												
身体 知的 児童 精神 難病患者等						9,300 円												
						事業者及びその事業所		社会福祉法人〇〇〇 〇〇〇移動介護事業所										

日付	曜日	サービス内容	移動支援計画			サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	目的地・移動手段・目的地までの所要時間	サービス提供者印	利用者確認印
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間					
3	火	身体介護を伴う	10 : 00	11 : 00	1	10 : 00	11 : 00	1	1	和歌山公園 タクシー 往復10分	印	印
5	木	身体介護を伴う	10 : 00	11 : 00	1	10 : 00	11 : 00	1	1	〇〇書店 タクシー 往復10分	印	印
10	火	身体介護を伴う	14 : 00	16 : 00	2	14 : 00	16 : 00	1	1	自宅~理容院~〇〇スーパー~自宅 徒歩往復30分 待機時間1時間	印	印
12	木	身体介護を伴う	10 : 00	11 : 00	1	10 : 00	11 : 00	1	1	徒歩往復30分 待機時間1時間	印	印
14	土	身体介護を伴う	10 : 00	11 : 00	1	10 : 00	11 : 00	1	1	和歌山公園 タクシー 往復10分	印	印
17	月	身体介護を伴う	10 : 00	11 : 00	1	10 : 00	11 : 00	1	1	和歌山公園 タクシー 往復10分	印	印
19	木	身体介護を伴う	10 : 00	11 : 30	1.5	10 : 00	11 : 30	1	1	河北コミュニティーセンター 自動車(ヘルパー運転)往復30分	印	印
21	土	身体介護を伴う	10 : 00	11 : 00	1	10 : 00	11 : 00	1	1	スーパー タクシー 往復10分	印	印
24	月	身体介護を伴う	10 : 00	11 : 00	1	10 : 00	11 : 00	1	1	市民図書館 バス 往復30分	印	印
26	木	身体介護を伴う	10 : 00	11 : 00	1	10 : 00	11 : 00	1	1	スーパー タクシー 往復10分	印	印
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
			:	:		:	:					
		身体介護を伴う 合計			11.5			10				
		身体介護を伴わない 合計										
		合計			11.5			10				

### 地域生活支援事業給付費明細書

## 記載例2

(移動支援・地域活動支援センターⅡ型(障害者デイサービス)・日中一時支援)

市町村番号	3	0	2	0	1	8
-------	---	---	---	---	---	---

平成	2	4	年	0	4	月	分
----	---	---	---	---	---	---	---

登録事業所番号	3	0	6	0	1	2	0	0	0	0
請求事業者	事業者及びその事業所の名称 社会福祉法人〇〇〇 A地域活動支援センター									
受給者証番号	0	0	0	0	0	0	1	2	3	5
支給決定障害者等氏名	紀州 太郎									
支給決定に係る障害児氏名										

利用者負担上限月額 ①	9	3	0	0	この記載例は、同一管理事業所利用の場合のものです。 (同一管理事業所間利用者負担上限額調整票および明細書記載例3を併せて参照)
-------------	---	---	---	---	--

(A) 障害福祉サービス 上限額管理事業所	指定事業所番号	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	総利用者負担額	8	1	6	3
	事業所名称	社会福祉法人△△△ 〇〇〇作業所																

(B) 障害児通所支援事業 上限額管理事業所	指定事業所番号													総利用者負担額				
	事業所名称																	

(A)+(B)	総利用者負担額													管理結果額						
---------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--

地域生活支援事業 同一管理事業所	登録事業所番号	3	0	6	0	1	2	0	0	0	0	0	0	同一管理事業所間調整後利用者負担額	1	1	3	7
	事業所名称	社会福祉法人〇〇〇 A地域活動支援センター																

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
地域デイ(基本)単独6H以上区分2	0 2 2 1 3 2	5 5 3	1 0	5 5 3 0	
知的デイ(基本)加算送迎	0 2 2 9 9 1	5 4	2 0	1 0 8 0	

給付費明細欄

(A)+(B)欄は、上限額管理事業所の設定がある場合は、必ず記載してください。  
例えば、(A)または(B)どちらか一方の記載欄への記入しかない場合も、もう一方における総利用者負担額を0円とみなして計算し、(A)+(B)欄における総利用者負担額および管理結果額を記載してください。

**【算定例2】**

- ・負担上限額 9,300円
- ・上限管理事業所の設定がある場合
  - (A) 障害福祉サービス利用分  
利用者負担額の合計 8,163円
  - (B) なし
  - (A)+(B) 総利用者負担額 8,163 + 0 = 8,163円  
⇒ 管理結果額 9,300 - 8,163 = 1,137円
- ・地域生活支援事業利用状況  
地域活動支援センター、日中一時支援事業  
(同一管理事業所利用)

サービス種類コード	0 2	地域デイ	0 2	地域デイ							合計	
サービス利用日数	1 0	日	1 0	日								
給付単位数		5 5 3 0		1 0 8 0								6 6 1 0
単位数単価	1 0	1 8 円/単位	1 0	0 0 円/単位								/ / / /
給付率		9 0 / 100		9 0 / 100								/ / / /
総費用額		5 6 2 9 5		1 0 8 0 0								6 7 0 9 5
給付率に基づく		5 0 6 6 5		9 7 2 0								/ / / /
利用者負担額②		5 6 3 0		1 0 8 0								/ / / /
決定利用者負担額		1 1 3 7										1 1 3 7
請求額		5 5 1 5 8		1 0 8 0 0								6 5 9 5 8

1	枚中	1	枚目
---	----	---	----

平成 24 年 4 月分 地域活動支援センター事業Ⅱ型(障害者デイサービス)提供実績記録票

受給者証番号 0 0 0 0 0 0 1 2 3 5	受給者氏名 紀州 太郎	事業所番号 3 0 6 0 1 2 0 0 0 0									
サービス内容及び契約量 10 日/月	障害種別 知的 精神 難病患者等	区分 2	利用者負担上限月額 9,300 円	事業者及びその事業所 社会福祉法人〇〇〇 A地域活動支援センター							

日付	曜日	支援計画				サービス提供時間					算定日数	摘 要	利用者確認印
		計画日数	食事提供	入浴	送迎	開始時間	終了時間	食事提供	入浴	送迎			
5	木	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
7	土	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
10	火	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
13	金	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
14	土	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
17	月	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
20	金	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
21	土	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
24	火	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
27	金	1			2	10 : 00	16 : 30			2	1		印
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
						:	:						
合計		10			20					20	10		

地域生活支援事業給付費明細書

記載例3

(移動支援・地域活動支援センターⅡ型(障害者デイサービス)・日中一時支援)

市町村番号	3	0	2	0	1	8
-------	---	---	---	---	---	---

平成	2	4	年	0	4	月	分
----	---	---	---	---	---	---	---

登録事業所番号	3	0	6	0	1	3	0	0	0	0
受給者証番号	0	0	0	0	0	1	2	3	5	
支給決定障害者等氏名	紀州 太郎									
支給決定に係る障害児氏名										
請求事業者	事業者及びその事業所の名称 社会福祉法人〇〇〇 △△△園									

利用者負担上限月額 ①	9	3	0	0	この記載例は、同一管理事業所利用の場合のもので、 (同一管理事業所間利用者負担上限額調整票および明細書記載例2を併せて参照)
-------------	---	---	---	---	---

(A) 障害福祉サービス 上限額管理事業所	指定事業所番号	3	0	1	0	0	0	0	0	0	総利用者負担額	8	1	6	3
	事業所名称	社会福祉法人△△△ 〇〇〇作業所													

(B) 障害児通所支援事業 上限額管理事業所	指定事業所番号										総利用者負担額				
	事業所名称														

(A) + (B)	総利用者負担額										管理結果額				
		8	1	6	3										

地域生活支援事業 同一管理事業所	登録事業所番号	3	0	6	0	1	2	0	0	0	0	同一管理事業所間調整後利用者負担額					0
	事業所名称	社会福祉法人〇〇〇 A地域活動支援センター															

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
知的一時基本4時間未満区分2	0 3 2 1 1 2	1 5 9	1	1 5 9	
知的一時基本4時間以上8時間未満区分2	0 3 2 1 2 2	3 1 8	1	3 1 8	
知的一時基本加算送迎	0 3 2 1 9 1	5 4	2	1 0 8	

給付費明細欄

(A)+(B)欄は、上限額管理事業所の設定がある場合は、必ず記載してください。  
例えば、(A)または(B)どちらか一方の記載欄への記入しかない場合も、もう一方における総利用者負担額を0円とみなして計算し、(A)+(B)欄における総利用者負担額および管理結果額を記載してください。

【算定例3】

- ・負担上限額 9,300円
- ・上限管理事業所の設定がある場合  
(A)障害福祉サービス利用分 (B)なし  
利用者負担額の合計 8,163円  
(A)+(B) 総利用者負担額 8,163 +0= 8,163円  
⇒管理結果額 9,300-8,163=1,137円
- ・地域生活支援事業利用状況  
地域活動支援センター、日中一時支援事業  
(同一管理事業所利用)

サービス種類コード	0 3	日中一時	0 3	日中一時	合計	
サービス利用日数	2	日	2	日		
給付単位数		4 7 7		1 0 8		5 8 5
単位数単価	1 0 1 8	円/単位	1 0 0 0	円/単位		
給付率	9 0	/100	9 0	/100		
総費用額		4 8 5 5		1 0 8 0		5 9 3 5
給付率に基づく	請求額	4 3 6 9		9 7 2		
	利用者負担額②	4 8 6		1 0 8		
決定利用者負担額		0		0		0
請求額		4 8 5 5		1 0 8 0		5 9 3 5

平成 24 年 4 月分

日中一時支援事業提供実績記録票

受給者証 番号	0	0	0	0	0	1	2	3	5	受給者氏名 (児童氏名)	紀州 太郎	事業所番号										
		3	0	6	0	1	3	0	0	0	0	決定支給量		2 日/月		事業者及び その事業所	社会福祉法人〇〇〇 △△△園					
障害種別				区分	利用者負担上限月額																	
身体	知的	児童	精神	難病患者等	2	9,300 円																

利用日		利用時間		算定日数 (時間数)	送迎	食事 提供	摘 要	利用者 確認印
日付	曜日	開始時間	終了時間					
6	金	16 : 30	18 : 30	0.25	0			印
12	木	14 : 00	18 : 30	0.50	2			印
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
合 計				0.75	2			

地域生活支援事業 同一管理事業所間利用者負担上限額調整票

平成 2 4 年 0 4 月分

市町村番号	3	0	2	0	1	8	管理 事業 者	登録事業所番号	3	0	6	0	1	2	0	0	0	0	
受給者証番号	0	0	0	0	0	0		1	2	3	5	事業所及び その事業所 の名称	社会福祉法人〇〇〇 A地域活動支援センター						
支給決定障害者等 氏名	紀州 太郎																		
支給決定に係る 障害児氏名																			

利用者負担上限月額 9 3 0 0 障害福祉サービス・障害児通所支援事業上限管理結果額 1 1 3 7

明細書(A)+(B)欄の管理結果額(障害福祉サービス又は障害児通所支援事業における利用者負担額を考慮した、地域生活支援事業における利用者負担可能額)を記入してください。

利用者負担額集計・調整欄	項番	1	2	3	4	合計	
	事業所番号	3060120000	3060130000				
	事業所名称	A地域活動支援センター	△△△園				
	総費用額	6 7 0 9 5	5 9 3 5				7 3 0 3 0
	利用者負担額	6 7 1 0	5 9 4				7 3 0 4
	調整後利用者負担額	1 1 3 7	0				1 1 3 7

## 記載例

### 地域生活支援事業給付費代理受領額通知書

平成 24 年 4 月 1 日

和歌山 花子 様

事業者名 社会福祉法人〇〇〇会

事業所名 〇〇移動支援事業所

代表者職・氏名 理事長 〇〇 〇〇

印

1. 対象月 平成 24 年 4 月分
2. 種別 移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援
3. 代理受領額 30,523 円
4. 受領日 平成 24 年 5 月 30 日

## 記載例

和歌山市地域生活支援事業給付費の請求及び受領に関する委任の届出書

(あて先) 和歌山市長 様

支給決定を受けた者の氏名・生年月日を記載します。  
 すなわち利用者が児童の場合は保護者となります。  
 また児童の利用者が18歳に到達した時点で、あらためて  
 利用者本人(=受給者)による届出書を提出してください。

平成 24 年 4 月 1 日

委任者	フリガナ	ワカヤマ ハナコ	地域生活支援事業受給者証番号									
	氏 名	和歌山 花子 ⑩	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	生年月日	昭和30 年 1 月 1 日										
	住 所	〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地 電話番号 073-435-1060										

私は、下記の者を受任者と認め、和歌山市地域生活支援事業給付費について、下記受任者が請求及び受領を行うことを委任します。

### 記

受任者	事業所番号	3	0	6	0	1	1	0	0	0	0	
	事業者及びその事業所の名称	社会福祉法人〇〇会 〇〇会居宅介護センター										
	事業所所在地及び連絡先	〒 640-0001 和歌山市〇〇〇町1-1 電話番号 073-432-0001										

## 記載例

和歌山市地域生活支援事業に係る利用者負担上限額調整のための  
情報取得の同意に関する届出書

支給決定を受けた者の氏名・生年月日を記載します。  
すなわち利用者が児童の場合は保護者となります。  
また児童の利用者が18歳に到達した時点で、あらためて  
利用者本人(=受給者)による届出書を提出してください。

(あて先) 和歌山市長 様

平成 24 年 4 月 1 日

委任者	フリガナ	ワカヤマ ハナコ	地域生活支援事業受給者証番号									
	氏 名	和歌山 花子 ㊞	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	生年月日	昭和30 年 1 月 1 日										
	住 所	〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地  電話番号 073-435-1060										

私の利用者負担額が月額上限を超過する場合に、下記の者が私が契約している障害福祉サービス事業者又は他の地域生活支援事業者から障害福祉サービス又は地域生活支援事業の利用に係る利用者負担額の情報を取得することに同意します。

### 記

受任者	事業所番号	3	0	6	0	1	1	0	0	0	0
	事業者及びその事業所の名称	社会福祉法人〇〇会 〇〇会居宅介護センター									
	事業所所在地及び連絡先	〒 640-0001 和歌山市〇〇〇町1-1  電話番号 073-432-0001									

契約量変更の場合

平成 24 年 4 月 10 日

和歌山市福祉事務所長 様

事業者番号	3	0	6	0	1	1	0	0	0	0
事業者及びその事業所の名称	社会福祉法人〇〇〇会 (〇〇〇会居宅介護センター)									
代表者職・氏名	理事長 〇〇 〇〇									

下記のとおり当事業者との契約内容(受給者証記載事項)について報告します。

記

報告対象者

地域生活支援事業受給者証番号	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
支給決定障害者(保護者)氏名	和歌山 花子						支給決定に係る児童氏名			

契約締結または契約内容変更による契約支給量等の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約日 (又は契約支給量を変更した日)	理由
2	移動支援 (身体介護を伴う)	10時間	平成24年3月31日	<input type="checkbox"/> 1新規契約 <input checked="" type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1新規契約 <input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1新規契約 <input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1新規契約 <input type="checkbox"/> 2契約の変更

3月中のサービス提供量を記載します。

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了(変更)した報告

提供を終了する事業者記入欄の番号	サービス内容	提供終了日	提供終了月中の終了日までの既提供量	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
1	移動支援 (身体介護を伴う)	平成24年3月31日	5時間	<input type="checkbox"/> 1契約の終了 <input checked="" type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1契約の終了 <input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1契約の終了 <input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1契約の終了 <input type="checkbox"/> 2契約の変更

新規契約の場合、請求及び受領に関する委任の届出書や情報取得の同意に関する届出書の提出もお願いします。

※新規契約の場合は、サービス提供計画(ケアプラン)を添付すること。

## 移動支援契約書（例）

（以下、「利用者」といいます。）と （以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う移動支援について、次のとおり契約します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を始め関係法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営み、社会参加ができるよう移動支援を提供します。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の支給決定期間満了日までとします。

2 契約満了日の〇〇日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつ利用者の支給決定期間に継続して支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

### （移動支援計画）

第3条 サービス提供責任者は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、移動支援の目標、担当する従業者の氏名、従業者が提供する移動支援の具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ移動支援計画を、本契約締結の日から〇〇日以内に作成します。

2 移動支援計画については、〇か月に1度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。

3 移動支援計画の作成及び変更之际しては、その内容を利用者及びその同居の家族に説明します。

### （移動支援の内容）

第4条 事業者は、従業者を利用者の居宅に派遣し、第3条に定めた移動支援計画に沿って、移動支援を実施します。

2 利用者が利用できる移動支援の内容は、「契約書別紙」のとおりです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3 移動支援計画が利用者との合意をもって変更されて、もしくは地域生活支援事業の支給決定内容が変更されて、事業者が提供する移動支援の内容が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の「契約書別紙」を作成し、それをもって移動支援の内容とします。

### （支給申請に係る援助）

第5条 事業者は、利用者が支給決定期間満了に伴う支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

### （提供の記録）

第6条 事業者は、毎回の移動支援終了時に、利用者から書面により移動支援提供の確認を受けます。

2 事業者は、移動支援の提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項の諸記録を閲覧できます。

4 利用者は、当該利用者に関する第2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

### （利用者負担額及び実費負担額）

第7条 利用者は、事業者から受けた移動支援に対して、利用者負担額及び移動支援に係る実費負担

額を事業者に支払います。和歌山市が定める地域生活支援給付は、事業者が代理して市町村から受領します。

- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月〇日までに支払います。

(相談・苦情対応)

第8条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し改善及び改善結果の報告を求めることができます。

- ① 事業者が正当な理由なく移動支援を提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(契約の終了)

第9条 利用者は、事業者に対して〇日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- 3 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

- 4 事業者は、利用者又はその家族が事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- 5 利用者の移動支援についての支給決定が取り消された場合、もしくは支給決定期間満了に伴い支給申請を行った結果、申請が却下された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者及びその従業者は、移動支援をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

(賠償責任)

第11条 事業者は、移動支援にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対処)

第12条 事業者は、現に移動支援を行っているときに利用者により病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(身分証携行義務)

第13条 従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第14条 事業者は、移動支援に当たっては、他の地域生活支援事業者、指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、移動支援の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

(事業者名)

(住所)

(代表者名) ⑩

利用者

(住所)

(氏名) ⑩

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名) ⑩

契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

1 提供するサービスの内容

(サービス類型)

移動支援 ( )

(一月当りの提供量)

時間

事業者

(事業者名)

(住所)

(代表者名)

⑩

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

(利用者)

(住所)

(氏名)

⑩

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名)

⑩

## 地域活動支援センターⅡ型事業（障害者デイサービス型）契約書（例）

（以下、「利用者」といいます。）と （以下、「事業者」といいます。）  
は、事業者が利用者に対して行う地域活動支援センターにおける支援について、次のとおり契約します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域活動支援センターにおいてサービスを提供します。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の支給決定期間満了日までとします。

2 契約満了日の〇〇日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の支給決定期間に継続して支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

### （支援計画）

第3条 事業者は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容等を盛り込んだ支援計画を、本契約締結の日から10日以内に作成します。

2 支援計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその同居の家族に説明します。

### （地域活動支援センターⅡ型事業（障害者デイサービス型）の内容）

第4条 事業者は、第3条に定めた支援計画に沿って、サービスを提供します。

### （サービス提供の記録）

第5条 事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

2 事業者は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項の諸記録を閲覧できます。

4 利用者は、当該利用者に関する第2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

### （利用者負担額及び実費負担額）

第6条 利用者は、事業者から受けたサービスに対して、利用者負担額及びサービス利用に係る実費負担額を事業者に支払います。和歌山市が定める地域生活支援給付は、事業者が代理して市町村から受領します。

2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月〇日までに支払います。

### （サービスの中止）

第7条 利用者は、事業者に対してサービス提供の前日〇時までに通知をすることにより、サービス利用を中止することができます。

2 事業者は、利用者の体調不良の申し出等の理由により、サービスの提供が困難であると判

断した場合には、サービスを中止することができます。

(相談・苦情対応)

第8条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(契約の終了)

第9条 利用者は、事業者に対して、○日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

3 利用者は、支援計画に対して同意できないときは、第3条第2項に基づく説明を受けた日から○日以内に解約の通知をすることにより、この契約を解除することができます。

4 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

5 事業者は、利用者又はその家族が事業者や従業員に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

6 利用者の地域活動支援センターⅡ型事業（障害者デイサービス型）についての支給決定が取り消された場合、もしくは支給決定期間満了に伴い支給申請を行った結果、申請却下となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

7 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者及びその従業員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対処)

第12条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(身分証携行義務)

第13条 従業者は常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第14条 事業者は、サービスの提供に当たっては、他の地域生活支援事業者、指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、地域活動支援センターⅡ型事業（障害者デイサービス型）の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

(事業者)

(住所)

(代表者名)

(利用者)

(住所)

(氏名)

⑥

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名)

⑥

## 日中一時支援事業契約書（例）

（以下、「利用者」といいます。）と （以下、「事業者」といいます。）  
は、事業者が利用者に対して行う日中一時支援事業所における支援について、次のとおり契約  
します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法  
律等関係法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常  
生活を営むことができるよう日中一時支援事業所においてサービスを提供します。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の支給決定期間満了日ま  
でとします。

2 契約満了日の〇〇日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出  
がない場合、かつ利用者の支給決定期間に継続して支給決定された場合、契約は更新される  
ものとします。

### （支援計画）

第3条 事業者は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の心身の状況、希望及び  
その置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、その目標を達成するための具体的な  
サービス内容等を盛り込んだ支援計画を、本契約締結の日から10日以内に作成します。

2 支援計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその同居の家族に説明します。

### （日中一時支援事業の内容）

第4条 事業者は、第3条に定めた支援計画に沿って、サービスを提供します。

### （サービス提供の記録）

第5条 事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受  
けます。

2 事業者は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間保存します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項の諸記録  
を閲覧できます。

4 利用者は、当該利用者に関する第2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

### （利用者負担額及び実費負担額）

第6条 利用者は、事業者から受けたサービスに対して、利用者負担額及びサービス利用に係  
る実費負担額を事業者に支払います。和歌山市が定める地域生活支援給付は、事業者が代理  
して市町村から受領します。

2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月〇日ま  
でに支払います。

### （サービスの中止）

第7条 利用者は、事業者に対してサービス提供の前日〇時までに通知をすることにより、サ  
ービス利用を中止することができます。

2 事業者は、利用者の体調不良の申し出等の理由により、サービスの提供が困難であると判

断した場合には、サービスを中止することができます。

(相談・苦情対応)

第8条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(契約の終了)

第9条 利用者は、事業者に対して、○日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

3 利用者は、支援計画に対して同意できないときは、第3条第2項に基づく説明を受けた日から○日以内に解約の通知をすることにより、この契約を解除することができます。

4 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

5 事業者は、利用者又はその家族が事業者や従業員に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

6 利用者の日中一次支援事業についての支給決定が取り消された場合、もしくは支給決定期間満了に伴い支給申請を行った結果、申請却下となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

7 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者及びその従業員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対処)

第12条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(身分証携行義務)

第13条 従業者は常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第14条 事業者は、サービスの提供に当たっては、他の地域生活支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、日中一時支援事業の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(本契約に定めのない事項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

(事業者)

(住所)

(代表者名)

(利用者)

(住所)

(氏名)

⑥

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名)

⑥

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	身体障害	011101	身体移動0.5H	80
移動支援	身体障害	011102	身体移動1H	150
移動支援	身体障害	011103	身体移動1.5H	225
移動支援	身体障害	011104	身体移動2H	300
移動支援	身体障害	011105	身体移動2.5H	375
移動支援	身体障害	011106	身体移動3H	450
移動支援	身体障害	011107	身体移動3.5H	525
移動支援	身体障害	011108	身体移動4H	600
移動支援	身体障害	011109	身体移動4.5H	675
移動支援	身体障害	011110	身体移動5H	750
移動支援	身体障害	011111	身体移動5.5H	825
移動支援	身体障害	011112	身体移動6H	900
移動支援	身体障害	011113	身体移動6.5H	975
移動支援	身体障害	011114	身体移動7H	1,050
移動支援	身体障害	011115	身体移動7.5H	1,125
移動支援	身体障害	011116	身体移動8H	1,200
移動支援	身体障害	011117	身体移動8.5H	1,275
移動支援	身体障害	011118	身体移動9H	1,350
移動支援	身体障害	011119	身体移動9.5H	1,425
移動支援	身体障害	011120	身体移動10H	1,500
移動支援	身体障害	011121	身体移動10.5H	1,575
移動支援	身体障害	011122	身体移動11H	1,650
移動支援	身体障害	011123	身体移動11.5H	1,725
移動支援	身体障害	011124	身体移動12H	1,800
移動支援	身体障害	011125	身体移動12.5H	1,875
移動支援	身体障害	011126	身体移動13H	1,950
移動支援	身体障害	011127	身体移動13.5H	2,025
移動支援	身体障害	011128	身体移動14H	2,100
移動支援	身体障害	011129	身体移動14.5H	2,175
移動支援	身体障害	011130	身体移動15H	2,250
移動支援	身体障害	011131	身体移動15.5H	2,325
移動支援	身体障害	011132	身体移動16H	2,400
移動支援	身体障害	011133	身体移動16.5	2,475
移動支援	身体障害	011134	身体移動17H	2,550
移動支援	身体障害	011135	身体移動17.5H	2,625
移動支援	身体障害	011136	身体移動18H	2,700
移動支援	身体障害	011137	身体移動18.5H	2,775
移動支援	身体障害	011138	身体移動19H	2,850
移動支援	身体障害	011139	身体移動19.5H	2,925
移動支援	身体障害	011140	身体移動20H	3,000
移動支援	身体障害	011141	身体移動20.5H	3,075
移動支援	身体障害	011142	身体移動21H	3,150
移動支援	身体障害	011143	身体移動21.5H	3,225
移動支援	身体障害	011144	身体移動22H	3,300
移動支援	身体障害	011145	身体移動22.5H	3,375
移動支援	身体障害	011146	身体移動23H	3,450
移動支援	身体障害	011147	身体移動23.5H	3,525
移動支援	身体障害	011148	身体移動24H	3,600
移動支援	身体障害	011151	身体移動二人0.5H	80
移動支援	身体障害	011152	身体移動二人1H	150
移動支援	身体障害	011153	身体移動二人1.5H	225
移動支援	身体障害	011154	身体移動二人2H	300
移動支援	身体障害	011155	身体移動二人2.5H	375
移動支援	身体障害	011156	身体移動二人3H	450
移動支援	身体障害	011157	身体移動二人3.5H	525
移動支援	身体障害	011158	身体移動二人4H	600
移動支援	身体障害	011159	身体移動二人4.5H	675

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	身体障害	011160	身体移動二人5H	750
移動支援	身体障害	011161	身体移動二人5.5H	825
移動支援	身体障害	011162	身体移動二人6H	900
移動支援	身体障害	011163	身体移動二人6.5H	975
移動支援	身体障害	011164	身体移動二人7H	1,050
移動支援	身体障害	011165	身体移動二人7.5H	1,125
移動支援	身体障害	011166	身体移動二人8H	1,200
移動支援	身体障害	011167	身体移動二人8.5H	1,275
移動支援	身体障害	011168	身体移動二人9H	1,350
移動支援	身体障害	011169	身体移動二人9.5H	1,425
移動支援	身体障害	011170	身体移動二人10H	1,500
移動支援	身体障害	011171	身体移動二人10.5H	1,575
移動支援	身体障害	011172	身体移動二人11H	1,650
移動支援	身体障害	011173	身体移動二人11.5H	1,725
移動支援	身体障害	011174	身体移動二人12H	1,800
移動支援	身体障害	011175	身体移動二人12.5H	1,875
移動支援	身体障害	011176	身体移動二人13H	1,950
移動支援	身体障害	011177	身体移動二人13.5H	2,025
移動支援	身体障害	011178	身体移動二人14H	2,100
移動支援	身体障害	011179	身体移動二人14.5H	2,175
移動支援	身体障害	011180	身体移動二人15H	2,250
移動支援	身体障害	011181	身体移動二人15.5H	2,325
移動支援	身体障害	011182	身体移動二人16H	2,400
移動支援	身体障害	011183	身体移動二人16.5H	2,475
移動支援	身体障害	011184	身体移動二人17H	2,550
移動支援	身体障害	011185	身体移動二人17.5H	2,625
移動支援	身体障害	011186	身体移動二人18H	2,700
移動支援	身体障害	011187	身体移動二人18.5H	2,775
移動支援	身体障害	011188	身体移動二人19H	2,850
移動支援	身体障害	011189	身体移動二人19.5H	2,925
移動支援	身体障害	011190	身体移動二人20H	3,000
移動支援	身体障害	011191	身体移動二人20.5H	3,075
移動支援	身体障害	011192	身体移動二人21H	3,150
移動支援	身体障害	011193	身体移動二人21.5H	3,225
移動支援	身体障害	011194	身体移動二人22H	3,300
移動支援	身体障害	011195	身体移動二人22.5H	3,375
移動支援	身体障害	011196	身体移動二人23H	3,450
移動支援	身体障害	011197	身体移動二人23.5H	3,525
移動支援	身体障害	011198	身体移動二人24H	3,600
移動支援	身体障害	011201	身体移動介護0.5H	230
移動支援	身体障害	011202	身体移動介護1H	400
移動支援	身体障害	011203	身体移動介護1.5H	580
移動支援	身体障害	011204	身体移動介護2H	662
移動支援	身体障害	011205	身体移動介護2.5H	744
移動支援	身体障害	011206	身体移動介護3H	826
移動支援	身体障害	011207	身体移動介護3.5H	908
移動支援	身体障害	011208	身体移動介護4H	990
移動支援	身体障害	011209	身体移動介護4.5H	1,072
移動支援	身体障害	011210	身体移動介護5H	1,154
移動支援	身体障害	011211	身体移動介護5.5H	1,236
移動支援	身体障害	011212	身体移動介護6H	1,318
移動支援	身体障害	011213	身体移動介護6.5H	1,400
移動支援	身体障害	011214	身体移動介護7H	1,482
移動支援	身体障害	011215	身体移動介護7.5H	1,564
移動支援	身体障害	011216	身体移動介護8H	1,646
移動支援	身体障害	011217	身体移動介護8.5H	1,728
移動支援	身体障害	011218	身体移動介護9H	1,810

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	身体障害	011219	身体移動介護9.5H	1,892
移動支援	身体障害	011220	身体移動介護10H	1,974
移動支援	身体障害	011221	身体移動介護10.5H	2,056
移動支援	身体障害	011222	身体移動介護11H	2,138
移動支援	身体障害	011223	身体移動介護11.5H	2,220
移動支援	身体障害	011224	身体移動介護12H	2,302
移動支援	身体障害	011225	身体移動介護12.5H	2,384
移動支援	身体障害	011226	身体移動介護13H	2,466
移動支援	身体障害	011227	身体移動介護13.5H	2,548
移動支援	身体障害	011228	身体移動介護14H	2,630
移動支援	身体障害	011229	身体移動介護14.5H	2,712
移動支援	身体障害	011230	身体移動介護15H	2,794
移動支援	身体障害	011231	身体移動介護15.5H	2,876
移動支援	身体障害	011232	身体移動介護16H	2,958
移動支援	身体障害	011233	身体移動介護16.5H	3,040
移動支援	身体障害	011234	身体移動介護17H	3,122
移動支援	身体障害	011235	身体移動介護17.5H	3,204
移動支援	身体障害	011236	身体移動介護18H	3,286
移動支援	身体障害	011237	身体移動介護18.5H	3,368
移動支援	身体障害	011238	身体移動介護19H	3,450
移動支援	身体障害	011239	身体移動介護19.5H	3,532
移動支援	身体障害	011240	身体移動介護20H	3,614
移動支援	身体障害	011241	身体移動介護20.5H	3,696
移動支援	身体障害	011242	身体移動介護21H	3,778
移動支援	身体障害	011243	身体移動介護21.5H	3,860
移動支援	身体障害	011244	身体移動介護22H	3,942
移動支援	身体障害	011245	身体移動介護22.5H	4,024
移動支援	身体障害	011246	身体移動介護23H	4,106
移動支援	身体障害	011247	身体移動介護23.5H	4,188
移動支援	身体障害	011248	身体移動介護24H	4,270
移動支援	身体障害	011251	身体移動二人介護0.5H	230
移動支援	身体障害	011252	身体移動二人介護1H	400
移動支援	身体障害	011253	身体移動二人介護1.5H	580
移動支援	身体障害	011254	身体移動二人介護2H	662
移動支援	身体障害	011255	身体移動二人介護2.5H	744
移動支援	身体障害	011256	身体移動二人介護3H	826
移動支援	身体障害	011257	身体移動二人介護3.5H	908
移動支援	身体障害	011258	身体移動二人介護4H	990
移動支援	身体障害	011259	身体移動二人介護4.5H	1,072
移動支援	身体障害	011260	身体移動二人介護5H	1,154
移動支援	身体障害	011261	身体移動二人介護5.5H	1,236
移動支援	身体障害	011262	身体移動二人介護6H	1,318
移動支援	身体障害	011263	身体移動二人介護6.5H	1,400
移動支援	身体障害	011264	身体移動二人介護7H	1,482
移動支援	身体障害	011265	身体移動二人介護7.5H	1,564
移動支援	身体障害	011266	身体移動二人介護8H	1,646
移動支援	身体障害	011267	身体移動二人介護8.5H	1,728
移動支援	身体障害	011268	身体移動二人介護9H	1,810
移動支援	身体障害	011269	身体移動二人介護9.5H	1,892
移動支援	身体障害	011270	身体移動二人介護10H	1,974
移動支援	身体障害	011271	身体移動二人介護10.5H	2,056
移動支援	身体障害	011272	身体移動二人介護11H	2,138
移動支援	身体障害	011273	身体移動二人介護11.5H	2,220
移動支援	身体障害	011274	身体移動二人介護12H	2,302
移動支援	身体障害	011275	身体移動二人介護12.5H	2,384
移動支援	身体障害	011276	身体移動二人介護13H	2,466
移動支援	身体障害	011277	身体移動二人介護13.5H	2,548

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	身体障害	011278	身体移動二人介護14H	2,630
移動支援	身体障害	011279	身体移動二人介護14.5H	2,712
移動支援	身体障害	011280	身体移動二人介護15H	2,794
移動支援	身体障害	011281	身体移動二人介護15.5H	2,876
移動支援	身体障害	011282	身体移動二人介護16H	2,958
移動支援	身体障害	011283	身体移動二人介護16.5H	3,040
移動支援	身体障害	011284	身体移動二人介護17H	3,122
移動支援	身体障害	011285	身体移動二人介護17.5H	3,204
移動支援	身体障害	011286	身体移動二人介護18H	3,286
移動支援	身体障害	011287	身体移動二人介護18.5H	3,368
移動支援	身体障害	011288	身体移動二人介護19H	3,450
移動支援	身体障害	011289	身体移動二人介護19.5H	3,532
移動支援	身体障害	011290	身体移動二人介護20H	3,614
移動支援	身体障害	011291	身体移動二人介護20.5H	3,696
移動支援	身体障害	011292	身体移動二人介護21H	3,778
移動支援	身体障害	011293	身体移動二人介護21.5H	3,860
移動支援	身体障害	011294	身体移動二人介護22H	3,942
移動支援	身体障害	011295	身体移動二人介護22.5H	4,024
移動支援	身体障害	011296	身体移動二人介護23H	4,106
移動支援	身体障害	011297	身体移動二人介護23.5H	4,188
移動支援	身体障害	011298	身体移動二人介護24H	4,270
移動支援	知的障害	012101	知的移動0.5H	80
移動支援	知的障害	012102	知的移動1H	150
移動支援	知的障害	012103	知的移動1.5H	225
移動支援	知的障害	012104	知的移動2H	300
移動支援	知的障害	012105	知的移動2.5H	375
移動支援	知的障害	012106	知的移動3H	450
移動支援	知的障害	012107	知的移動3.5H	525
移動支援	知的障害	012108	知的移動4H	600
移動支援	知的障害	012109	知的移動4.5H	675
移動支援	知的障害	012110	知的移動5H	750
移動支援	知的障害	012111	知的移動5.5H	825
移動支援	知的障害	012112	知的移動6H	900
移動支援	知的障害	012113	知的移動6.5H	975
移動支援	知的障害	012114	知的移動7H	1,050
移動支援	知的障害	012115	知的移動7.5H	1,125
移動支援	知的障害	012116	知的移動8H	1,200
移動支援	知的障害	012117	知的移動8.5H	1,275
移動支援	知的障害	012118	知的移動9H	1,350
移動支援	知的障害	012119	知的移動9.5H	1,425
移動支援	知的障害	012120	知的移動10H	1,500
移動支援	知的障害	012121	知的移動10.5H	1,575
移動支援	知的障害	012122	知的移動11H	1,650
移動支援	知的障害	012123	知的移動11.5H	1,725
移動支援	知的障害	012124	知的移動12H	1,800
移動支援	知的障害	012125	知的移動12.5H	1,875
移動支援	知的障害	012126	知的移動13H	1,950
移動支援	知的障害	012127	知的移動13.5H	2,025
移動支援	知的障害	012128	知的移動14H	2,100
移動支援	知的障害	012129	知的移動14.5H	2,175
移動支援	知的障害	012130	知的移動15H	2,250
移動支援	知的障害	012131	知的移動15.5H	2,325
移動支援	知的障害	012132	知的移動16H	2,400
移動支援	知的障害	012133	知的移動16.5	2,475
移動支援	知的障害	012134	知的移動17H	2,550
移動支援	知的障害	012135	知的移動17.5H	2,625
移動支援	知的障害	012136	知的移動18H	2,700

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	知的障害	012137	知的移動18.5H	2,775
移動支援	知的障害	012138	知的移動19H	2,850
移動支援	知的障害	012139	知的移動19.5H	2,925
移動支援	知的障害	012140	知的移動20H	3,000
移動支援	知的障害	012141	知的移動20.5H	3,075
移動支援	知的障害	012142	知的移動21H	3,150
移動支援	知的障害	012143	知的移動21.5H	3,225
移動支援	知的障害	012144	知的移動22H	3,300
移動支援	知的障害	012145	知的移動22.5H	3,375
移動支援	知的障害	012146	知的移動23H	3,450
移動支援	知的障害	012147	知的移動23.5H	3,525
移動支援	知的障害	012148	知的移動24H	3,600
移動支援	知的障害	012151	知的移動二人0.5H	80
移動支援	知的障害	012152	知的移動二人1H	150
移動支援	知的障害	012153	知的移動二人1.5H	225
移動支援	知的障害	012154	知的移動二人2H	300
移動支援	知的障害	012155	知的移動二人2.5H	375
移動支援	知的障害	012156	知的移動二人3H	450
移動支援	知的障害	012157	知的移動二人3.5H	525
移動支援	知的障害	012158	知的移動二人4H	600
移動支援	知的障害	012159	知的移動二人4.5H	675
移動支援	知的障害	012160	知的移動二人5H	750
移動支援	知的障害	012161	知的移動二人5.5H	825
移動支援	知的障害	012162	知的移動二人6H	900
移動支援	知的障害	012163	知的移動二人6.5H	975
移動支援	知的障害	012164	知的移動二人7H	1,050
移動支援	知的障害	012165	知的移動二人7.5H	1,125
移動支援	知的障害	012166	知的移動二人8H	1,200
移動支援	知的障害	012167	知的移動二人8.5H	1,275
移動支援	知的障害	012168	知的移動二人9H	1,350
移動支援	知的障害	012169	知的移動二人9.5H	1,425
移動支援	知的障害	012170	知的移動二人10H	1,500
移動支援	知的障害	012171	知的移動二人10.5H	1,575
移動支援	知的障害	012172	知的移動二人11H	1,650
移動支援	知的障害	012173	知的移動二人11.5H	1,725
移動支援	知的障害	012174	知的移動二人12H	1,800
移動支援	知的障害	012175	知的移動二人12.5H	1,875
移動支援	知的障害	012176	知的移動二人13H	1,950
移動支援	知的障害	012177	知的移動二人13.5H	2,025
移動支援	知的障害	012178	知的移動二人14H	2,100
移動支援	知的障害	012179	知的移動二人14.5H	2,175
移動支援	知的障害	012180	知的移動二人15H	2,250
移動支援	知的障害	012181	知的移動二人15.5H	2,325
移動支援	知的障害	012182	知的移動二人16H	2,400
移動支援	知的障害	012183	知的移動二人16.5H	2,475
移動支援	知的障害	012184	知的移動二人17H	2,550
移動支援	知的障害	012185	知的移動二人17.5H	2,625
移動支援	知的障害	012186	知的移動二人18H	2,700
移動支援	知的障害	012187	知的移動二人18.5H	2,775
移動支援	知的障害	012188	知的移動二人19H	2,850
移動支援	知的障害	012189	知的移動二人19.5H	2,925
移動支援	知的障害	012190	知的移動二人20H	3,000
移動支援	知的障害	012191	知的移動二人20.5H	3,075
移動支援	知的障害	012192	知的移動二人21H	3,150
移動支援	知的障害	012193	知的移動二人21.5H	3,225
移動支援	知的障害	012194	知的移動二人22H	3,300
移動支援	知的障害	012195	知的移動二人22.5H	3,375

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	知的障害	012196	知的移動二人23H	3,450
移動支援	知的障害	012197	知的移動二人23.5H	3,525
移動支援	知的障害	012198	知的移動二人24H	3,600
移動支援	知的障害	012201	知的移動介護0.5H	230
移動支援	知的障害	012202	知的移動介護1H	400
移動支援	知的障害	012203	知的移動介護1.5H	580
移動支援	知的障害	012204	知的移動介護2H	662
移動支援	知的障害	012205	知的移動介護2.5H	744
移動支援	知的障害	012206	知的移動介護3H	826
移動支援	知的障害	012207	知的移動介護3.5H	908
移動支援	知的障害	012208	知的移動介護4H	990
移動支援	知的障害	012209	知的移動介護4.5H	1,072
移動支援	知的障害	012210	知的移動介護5H	1,154
移動支援	知的障害	012211	知的移動介護5.5H	1,236
移動支援	知的障害	012212	知的移動介護6H	1,318
移動支援	知的障害	012213	知的移動介護6.5H	1,400
移動支援	知的障害	012214	知的移動介護7H	1,482
移動支援	知的障害	012215	知的移動介護7.5H	1,564
移動支援	知的障害	012216	知的移動介護8H	1,646
移動支援	知的障害	012217	知的移動介護8.5H	1,728
移動支援	知的障害	012218	知的移動介護9H	1,810
移動支援	知的障害	012219	知的移動介護9.5H	1,892
移動支援	知的障害	012220	知的移動介護10H	1,974
移動支援	知的障害	012221	知的移動介護10.5H	2,056
移動支援	知的障害	012222	知的移動介護11H	2,138
移動支援	知的障害	012223	知的移動介護11.5H	2,220
移動支援	知的障害	012224	知的移動介護12H	2,302
移動支援	知的障害	012225	知的移動介護12.5H	2,384
移動支援	知的障害	012226	知的移動介護13H	2,466
移動支援	知的障害	012227	知的移動介護13.5H	2,548
移動支援	知的障害	012228	知的移動介護14H	2,630
移動支援	知的障害	012229	知的移動介護14.5H	2,712
移動支援	知的障害	012230	知的移動介護15H	2,794
移動支援	知的障害	012231	知的移動介護15.5H	2,876
移動支援	知的障害	012232	知的移動介護16H	2,958
移動支援	知的障害	012233	知的移動介護16.5H	3,040
移動支援	知的障害	012234	知的移動介護17H	3,122
移動支援	知的障害	012235	知的移動介護17.5H	3,204
移動支援	知的障害	012236	知的移動介護18H	3,286
移動支援	知的障害	012237	知的移動介護18.5H	3,368
移動支援	知的障害	012238	知的移動介護19H	3,450
移動支援	知的障害	012239	知的移動介護19.5H	3,532
移動支援	知的障害	012240	知的移動介護20H	3,614
移動支援	知的障害	012241	知的移動介護20.5H	3,696
移動支援	知的障害	012242	知的移動介護21H	3,778
移動支援	知的障害	012243	知的移動介護21.5H	3,860
移動支援	知的障害	012244	知的移動介護22H	3,942
移動支援	知的障害	012245	知的移動介護22.5H	4,024
移動支援	知的障害	012246	知的移動介護23H	4,106
移動支援	知的障害	012247	知的移動介護23.5H	4,188
移動支援	知的障害	012248	知的移動介護24H	4,270
移動支援	知的障害	012251	知的移動二人介護0.5H	230
移動支援	知的障害	012252	知的移動二人介護1H	400
移動支援	知的障害	012253	知的移動二人介護1.5H	580
移動支援	知的障害	012254	知的移動二人介護2H	662
移動支援	知的障害	012255	知的移動二人介護2.5H	744
移動支援	知的障害	012256	知的移動二人介護3H	826

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	知的障害	012257	知的移動二人介護3.5H	908
移動支援	知的障害	012258	知的移動二人介護4H	990
移動支援	知的障害	012259	知的移動二人介護4.5H	1,072
移動支援	知的障害	012260	知的移動二人介護5H	1,154
移動支援	知的障害	012261	知的移動二人介護5.5H	1,236
移動支援	知的障害	012262	知的移動二人介護6H	1,318
移動支援	知的障害	012263	知的移動二人介護6.5H	1,400
移動支援	知的障害	012264	知的移動二人介護7H	1,482
移動支援	知的障害	012265	知的移動二人介護7.5H	1,564
移動支援	知的障害	012266	知的移動二人介護8H	1,646
移動支援	知的障害	012267	知的移動二人介護8.5H	1,728
移動支援	知的障害	012268	知的移動二人介護9H	1,810
移動支援	知的障害	012269	知的移動二人介護9.5H	1,892
移動支援	知的障害	012270	知的移動二人介護10H	1,974
移動支援	知的障害	012271	知的移動二人介護10.5H	2,056
移動支援	知的障害	012272	知的移動二人介護11H	2,138
移動支援	知的障害	012273	知的移動二人介護11.5H	2,220
移動支援	知的障害	012274	知的移動二人介護12H	2,302
移動支援	知的障害	012275	知的移動二人介護12.5H	2,384
移動支援	知的障害	012276	知的移動二人介護13H	2,466
移動支援	知的障害	012277	知的移動二人介護13.5H	2,548
移動支援	知的障害	012278	知的移動二人介護14H	2,630
移動支援	知的障害	012279	知的移動二人介護14.5H	2,712
移動支援	知的障害	012280	知的移動二人介護15H	2,794
移動支援	知的障害	012281	知的移動二人介護15.5H	2,876
移動支援	知的障害	012282	知的移動二人介護16H	2,958
移動支援	知的障害	012283	知的移動二人介護16.5H	3,040
移動支援	知的障害	012284	知的移動二人介護17H	3,122
移動支援	知的障害	012285	知的移動二人介護17.5H	3,204
移動支援	知的障害	012286	知的移動二人介護18H	3,286
移動支援	知的障害	012287	知的移動二人介護18.5H	3,368
移動支援	知的障害	012288	知的移動二人介護19H	3,450
移動支援	知的障害	012289	知的移動二人介護19.5H	3,532
移動支援	知的障害	012290	知的移動二人介護20H	3,614
移動支援	知的障害	012291	知的移動二人介護20.5H	3,696
移動支援	知的障害	012292	知的移動二人介護21H	3,778
移動支援	知的障害	012293	知的移動二人介護21.5H	3,860
移動支援	知的障害	012294	知的移動二人介護22H	3,942
移動支援	知的障害	012295	知的移動二人介護22.5H	4,024
移動支援	知的障害	012296	知的移動二人介護23H	4,106
移動支援	知的障害	012297	知的移動二人介護23.5H	4,188
移動支援	知的障害	012298	知的移動二人介護24H	4,270
移動支援	児童	013101	児童移動0.5H	80
移動支援	児童	013102	児童移動1H	150
移動支援	児童	013103	児童移動1.5H	225
移動支援	児童	013104	児童移動2H	300
移動支援	児童	013105	児童移動2.5H	375
移動支援	児童	013106	児童移動3H	450
移動支援	児童	013107	児童移動3.5H	525
移動支援	児童	013108	児童移動4H	600
移動支援	児童	013109	児童移動4.5H	675
移動支援	児童	013110	児童移動5H	750
移動支援	児童	013111	児童移動5.5H	825
移動支援	児童	013112	児童移動6H	900
移動支援	児童	013113	児童移動6.5H	975
移動支援	児童	013114	児童移動7H	1,050
移動支援	児童	013115	児童移動7.5H	1,125

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	児童	013116	児童移動8H	1,200
移動支援	児童	013117	児童移動8.5H	1,275
移動支援	児童	013118	児童移動9H	1,350
移動支援	児童	013119	児童移動9.5H	1,425
移動支援	児童	013120	児童移動10H	1,500
移動支援	児童	013121	児童移動10.5H	1,575
移動支援	児童	013122	児童移動11H	1,650
移動支援	児童	013123	児童移動11.5H	1,725
移動支援	児童	013124	児童移動12H	1,800
移動支援	児童	013125	児童移動12.5H	1,875
移動支援	児童	013126	児童移動13H	1,950
移動支援	児童	013127	児童移動13.5H	2,025
移動支援	児童	013128	児童移動14H	2,100
移動支援	児童	013129	児童移動14.5H	2,175
移動支援	児童	013130	児童移動15H	2,250
移動支援	児童	013131	児童移動15.5H	2,325
移動支援	児童	013132	児童移動16H	2,400
移動支援	児童	013133	児童移動16.5H	2,475
移動支援	児童	013134	児童移動17H	2,550
移動支援	児童	013135	児童移動17.5H	2,625
移動支援	児童	013136	児童移動18H	2,700
移動支援	児童	013137	児童移動18.5H	2,775
移動支援	児童	013138	児童移動19H	2,850
移動支援	児童	013139	児童移動19.5H	2,925
移動支援	児童	013140	児童移動20H	3,000
移動支援	児童	013141	児童移動20.5H	3,075
移動支援	児童	013142	児童移動21H	3,150
移動支援	児童	013143	児童移動21.5H	3,225
移動支援	児童	013144	児童移動22H	3,300
移動支援	児童	013145	児童移動22.5H	3,375
移動支援	児童	013146	児童移動23H	3,450
移動支援	児童	013147	児童移動23.5H	3,525
移動支援	児童	013148	児童移動24H	3,600
移動支援	児童	013151	児童移動二人0.5H	80
移動支援	児童	013152	児童移動二人1H	150
移動支援	児童	013153	児童移動二人1.5H	225
移動支援	児童	013154	児童移動二人2H	300
移動支援	児童	013155	児童移動二人2.5H	375
移動支援	児童	013156	児童移動二人3H	450
移動支援	児童	013157	児童移動二人3.5H	525
移動支援	児童	013158	児童移動二人4H	600
移動支援	児童	013159	児童移動二人4.5H	675
移動支援	児童	013160	児童移動二人5H	750
移動支援	児童	013161	児童移動二人5.5H	825
移動支援	児童	013162	児童移動二人6H	900
移動支援	児童	013163	児童移動二人6.5H	975
移動支援	児童	013164	児童移動二人7H	1,050
移動支援	児童	013165	児童移動二人7.5H	1,125
移動支援	児童	013166	児童移動二人8H	1,200
移動支援	児童	013167	児童移動二人8.5H	1,275
移動支援	児童	013168	児童移動二人9H	1,350
移動支援	児童	013169	児童移動二人9.5H	1,425
移動支援	児童	013170	児童移動二人10H	1,500
移動支援	児童	013171	児童移動二人10.5H	1,575
移動支援	児童	013172	児童移動二人11H	1,650
移動支援	児童	013173	児童移動二人11.5H	1,725
移動支援	児童	013174	児童移動二人12H	1,800

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	児童	013175	児童移動二人12.5H	1,875
移動支援	児童	013176	児童移動二人13H	1,950
移動支援	児童	013177	児童移動二人13.5H	2,025
移動支援	児童	013178	児童移動二人14H	2,100
移動支援	児童	013179	児童移動二人14.5H	2,175
移動支援	児童	013180	児童移動二人15H	2,250
移動支援	児童	013181	児童移動二人15.5H	2,325
移動支援	児童	013182	児童移動二人16H	2,400
移動支援	児童	013183	児童移動二人16.5H	2,475
移動支援	児童	013184	児童移動二人17H	2,550
移動支援	児童	013185	児童移動二人17.5H	2,625
移動支援	児童	013186	児童移動二人18H	2,700
移動支援	児童	013187	児童移動二人18.5H	2,775
移動支援	児童	013188	児童移動二人19H	2,850
移動支援	児童	013189	児童移動二人19.5H	2,925
移動支援	児童	013190	児童移動二人20H	3,000
移動支援	児童	013191	児童移動二人20.5H	3,075
移動支援	児童	013192	児童移動二人21H	3,150
移動支援	児童	013193	児童移動二人21.5H	3,225
移動支援	児童	013194	児童移動二人22H	3,300
移動支援	児童	013195	児童移動二人22.5H	3,375
移動支援	児童	013196	児童移動二人23H	3,450
移動支援	児童	013197	児童移動二人23.5H	3,525
移動支援	児童	013198	児童移動二人24H	3,600
移動支援	児童	013201	児童移動介護0.5H	230
移動支援	児童	013202	児童移動介護1H	400
移動支援	児童	013203	児童移動介護1.5H	580
移動支援	児童	013204	児童移動介護2H	662
移動支援	児童	013205	児童移動介護2.5H	744
移動支援	児童	013206	児童移動介護3H	826
移動支援	児童	013207	児童移動介護3.5H	908
移動支援	児童	013208	児童移動介護4H	990
移動支援	児童	013209	児童移動介護4.5H	1,072
移動支援	児童	013210	児童移動介護5H	1,154
移動支援	児童	013211	児童移動介護5.5H	1,236
移動支援	児童	013212	児童移動介護6H	1,318
移動支援	児童	013213	児童移動介護6.5H	1,400
移動支援	児童	013214	児童移動介護7H	1,482
移動支援	児童	013215	児童移動介護7.5H	1,564
移動支援	児童	013216	児童移動介護8H	1,646
移動支援	児童	013217	児童移動介護8.5H	1,728
移動支援	児童	013218	児童移動介護9H	1,810
移動支援	児童	013219	児童移動介護9.5H	1,892
移動支援	児童	013220	児童移動介護10H	1,974
移動支援	児童	013221	児童移動介護10.5H	2,056
移動支援	児童	013222	児童移動介護11H	2,138
移動支援	児童	013223	児童移動介護11.5H	2,220
移動支援	児童	013224	児童移動介護12H	2,302
移動支援	児童	013225	児童移動介護12.5H	2,384
移動支援	児童	013226	児童移動介護13H	2,466
移動支援	児童	013227	児童移動介護13.5H	2,548
移動支援	児童	013228	児童移動介護14H	2,630
移動支援	児童	013229	児童移動介護14.5H	2,712
移動支援	児童	013230	児童移動介護15H	2,794
移動支援	児童	013231	児童移動介護15.5H	2,876
移動支援	児童	013232	児童移動介護16H	2,958
移動支援	児童	013233	児童移動介護16.5H	3,040

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	児童	013234	児童移動介護17H	3,122
移動支援	児童	013235	児童移動介護17.5H	3,204
移動支援	児童	013236	児童移動介護18H	3,286
移動支援	児童	013237	児童移動介護18.5H	3,368
移動支援	児童	013238	児童移動介護19H	3,450
移動支援	児童	013239	児童移動介護19.5H	3,532
移動支援	児童	013240	児童移動介護20H	3,614
移動支援	児童	013241	児童移動介護20.5H	3,696
移動支援	児童	013242	児童移動介護21H	3,778
移動支援	児童	013243	児童移動介護21.5H	3,860
移動支援	児童	013244	児童移動介護22H	3,942
移動支援	児童	013245	児童移動介護22.5H	4,024
移動支援	児童	013246	児童移動介護23H	4,106
移動支援	児童	013247	児童移動介護23.5H	4,188
移動支援	児童	013248	児童移動介護24H	4,270
移動支援	児童	013251	児童移動介護二人0.5H	230
移動支援	児童	013252	児童移動介護二人1H	400
移動支援	児童	013253	児童移動介護二人1.5H	580
移動支援	児童	013254	児童移動介護二人2H	662
移動支援	児童	013255	児童移動介護二人2.5H	744
移動支援	児童	013256	児童移動介護二人3H	826
移動支援	児童	013257	児童移動介護二人3.5H	908
移動支援	児童	013258	児童移動介護二人4H	990
移動支援	児童	013259	児童移動介護二人4.5H	1,072
移動支援	児童	013260	児童移動介護二人5H	1,154
移動支援	児童	013261	児童移動介護二人5.5H	1,236
移動支援	児童	013262	児童移動介護二人6H	1,318
移動支援	児童	013263	児童移動介護二人6.5H	1,400
移動支援	児童	013264	児童移動介護二人7H	1,482
移動支援	児童	013265	児童移動介護二人7.5H	1,564
移動支援	児童	013266	児童移動介護二人8H	1,646
移動支援	児童	013267	児童移動介護二人8.5H	1,728
移動支援	児童	013268	児童移動介護二人9H	1,810
移動支援	児童	013269	児童移動介護二人9.5H	1,892
移動支援	児童	013270	児童移動介護二人10H	1,974
移動支援	児童	013271	児童移動介護二人10.5H	2,056
移動支援	児童	013272	児童移動介護二人11H	2,138
移動支援	児童	013273	児童移動介護二人11.5H	2,220
移動支援	児童	013274	児童移動介護二人12H	2,302
移動支援	児童	013275	児童移動介護二人12.5H	2,384
移動支援	児童	013276	児童移動介護二人13H	2,466
移動支援	児童	013277	児童移動介護二人13.5H	2,548
移動支援	児童	013278	児童移動介護二人14H	2,630
移動支援	児童	013279	児童移動介護二人14.5H	2,712
移動支援	児童	013280	児童移動介護二人15H	2,794
移動支援	児童	013281	児童移動介護二人15.5H	2,876
移動支援	児童	013282	児童移動介護二人16H	2,958
移動支援	児童	013283	児童移動介護二人16.5H	3,040
移動支援	児童	013284	児童移動介護二人17H	3,122
移動支援	児童	013285	児童移動介護二人17.5H	3,204
移動支援	児童	013286	児童移動介護二人18H	3,286
移動支援	児童	013287	児童移動介護二人18.5H	3,368
移動支援	児童	013288	児童移動介護二人19H	3,450
移動支援	児童	013289	児童移動介護二人19.5H	3,532
移動支援	児童	013290	児童移動介護二人20H	3,614
移動支援	児童	013291	児童移動介護二人20.5H	3,696
移動支援	児童	013292	児童移動介護二人21H	3,778

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	児童	013293	児童移動介護二人21.5H	3,860
移動支援	児童	013294	児童移動介護二人22H	3,942
移動支援	児童	013295	児童移動介護二人22.5H	4,024
移動支援	児童	013296	児童移動介護二人23H	4,106
移動支援	児童	013297	児童移動介護二人23.5H	4,188
移動支援	児童	013298	児童移動介護二人24H	4,270
移動支援	精神障害	015101	精神移動0.5H	80
移動支援	精神障害	015102	精神移動1H	150
移動支援	精神障害	015103	精神移動1.5H	225
移動支援	精神障害	015104	精神移動2H	300
移動支援	精神障害	015105	精神移動2.5H	375
移動支援	精神障害	015106	精神移動3H	450
移動支援	精神障害	015107	精神移動3.5H	525
移動支援	精神障害	015108	精神移動4H	600
移動支援	精神障害	015109	精神移動4.5H	675
移動支援	精神障害	015110	精神移動5H	750
移動支援	精神障害	015111	精神移動5.5H	825
移動支援	精神障害	015112	精神移動6H	900
移動支援	精神障害	015113	精神移動6.5H	975
移動支援	精神障害	015114	精神移動7H	1,050
移動支援	精神障害	015115	精神移動7.5H	1,125
移動支援	精神障害	015116	精神移動8H	1,200
移動支援	精神障害	015117	精神移動8.5H	1,275
移動支援	精神障害	015118	精神移動9H	1,350
移動支援	精神障害	015119	精神移動9.5H	1,425
移動支援	精神障害	015120	精神移動10H	1,500
移動支援	精神障害	015121	精神移動10.5H	1,575
移動支援	精神障害	015122	精神移動11H	1,650
移動支援	精神障害	015123	精神移動11.5H	1,725
移動支援	精神障害	015124	精神移動12H	1,800
移動支援	精神障害	015125	精神移動12.5H	1,875
移動支援	精神障害	015126	精神移動13H	1,950
移動支援	精神障害	015127	精神移動13.5H	2,025
移動支援	精神障害	015128	精神移動14H	2,100
移動支援	精神障害	015129	精神移動14.5H	2,175
移動支援	精神障害	015130	精神移動15H	2,250
移動支援	精神障害	015131	精神移動15.5H	2,325
移動支援	精神障害	015132	精神移動16H	2,400
移動支援	精神障害	015133	精神移動16.5H	2,475
移動支援	精神障害	015134	精神移動17H	2,550
移動支援	精神障害	015135	精神移動17.5H	2,625
移動支援	精神障害	015136	精神移動18H	2,700
移動支援	精神障害	015137	精神移動18.5H	2,775
移動支援	精神障害	015138	精神移動19H	2,850
移動支援	精神障害	015139	精神移動19.5H	2,925
移動支援	精神障害	015140	精神移動20H	3,000
移動支援	精神障害	015141	精神移動20.5H	3,075
移動支援	精神障害	015142	精神移動21H	3,150
移動支援	精神障害	015143	精神移動21.5H	3,225
移動支援	精神障害	015144	精神移動22H	3,300
移動支援	精神障害	015145	精神移動22.5H	3,375
移動支援	精神障害	015146	精神移動23H	3,450
移動支援	精神障害	015147	精神移動23.5H	3,525
移動支援	精神障害	015148	精神移動24H	3,600
移動支援	精神障害	015151	精神移動二人0.5H	80
移動支援	精神障害	015152	精神移動二人1H	150
移動支援	精神障害	015153	精神移動二人1.5H	225

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	精神障害	015154	精神移動二人2H	300
移動支援	精神障害	015155	精神移動二人2.5H	375
移動支援	精神障害	015156	精神移動二人3H	450
移動支援	精神障害	015157	精神移動二人3.5H	525
移動支援	精神障害	015158	精神移動二人4H	600
移動支援	精神障害	015159	精神移動二人4.5H	675
移動支援	精神障害	015160	精神移動二人5H	750
移動支援	精神障害	015161	精神移動二人5.5H	825
移動支援	精神障害	015162	精神移動二人6H	900
移動支援	精神障害	015163	精神移動二人6.5H	975
移動支援	精神障害	015164	精神移動二人7H	1,050
移動支援	精神障害	015165	精神移動二人7.5H	1,125
移動支援	精神障害	015166	精神移動二人8H	1,200
移動支援	精神障害	015167	精神移動二人8.5H	1,275
移動支援	精神障害	015168	精神移動二人9H	1,350
移動支援	精神障害	015169	精神移動二人9.5H	1,425
移動支援	精神障害	015170	精神移動二人10H	1,500
移動支援	精神障害	015171	精神移動二人10.5H	1,575
移動支援	精神障害	015172	精神移動二人11H	1,650
移動支援	精神障害	015173	精神移動二人11.5H	1,725
移動支援	精神障害	015174	精神移動二人12H	1,800
移動支援	精神障害	015175	精神移動二人12.5H	1,875
移動支援	精神障害	015176	精神移動二人13H	1,950
移動支援	精神障害	015177	精神移動二人13.5H	2,025
移動支援	精神障害	015178	精神移動二人14H	2,100
移動支援	精神障害	015179	精神移動二人14.5H	2,175
移動支援	精神障害	015180	精神移動二人15H	2,250
移動支援	精神障害	015181	精神移動二人15.5H	2,325
移動支援	精神障害	015182	精神移動二人16H	2,400
移動支援	精神障害	015183	精神移動二人16.5H	2,475
移動支援	精神障害	015184	精神移動二人17H	2,550
移動支援	精神障害	015185	精神移動二人17.5H	2,625
移動支援	精神障害	015186	精神移動二人18H	2,700
移動支援	精神障害	015187	精神移動二人18.5H	2,775
移動支援	精神障害	015188	精神移動二人19H	2,850
移動支援	精神障害	015189	精神移動二人19.5H	2,925
移動支援	精神障害	015190	精神移動二人20H	3,000
移動支援	精神障害	015191	精神移動二人20.5H	3,075
移動支援	精神障害	015192	精神移動二人21H	3,150
移動支援	精神障害	015193	精神移動二人21.5H	3,225
移動支援	精神障害	015194	精神移動二人22H	3,300
移動支援	精神障害	015195	精神移動二人22.5H	3,375
移動支援	精神障害	015196	精神移動二人23H	3,450
移動支援	精神障害	015197	精神移動二人23.5H	3,525
移動支援	精神障害	015198	精神移動二人24H	3,600
移動支援	精神障害	015201	精神移動介護0.5H	230
移動支援	精神障害	015202	精神移動介護1H	400
移動支援	精神障害	015203	精神移動介護1.5H	580
移動支援	精神障害	015204	精神移動介護2H	662
移動支援	精神障害	015205	精神移動介護2.5H	744
移動支援	精神障害	015206	精神移動介護3H	826
移動支援	精神障害	015207	精神移動介護3.5H	908
移動支援	精神障害	015208	精神移動介護4H	990
移動支援	精神障害	015209	精神移動介護4.5H	1,072
移動支援	精神障害	015210	精神移動介護5H	1,154
移動支援	精神障害	015211	精神移動介護5.5H	1,236
移動支援	精神障害	015212	精神移動介護6H	1,318

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	精神障害	015213	精神移動介護6.5H	1,400
移動支援	精神障害	015214	精神移動介護7H	1,482
移動支援	精神障害	015215	精神移動介護7.5H	1,564
移動支援	精神障害	015216	精神移動介護8H	1,646
移動支援	精神障害	015217	精神移動介護8.5H	1,728
移動支援	精神障害	015218	精神移動介護9H	1,810
移動支援	精神障害	015219	精神移動介護9.5H	1,892
移動支援	精神障害	015220	精神移動介護10H	1,974
移動支援	精神障害	015221	精神移動介護10.5H	2,056
移動支援	精神障害	015222	精神移動介護11H	2,138
移動支援	精神障害	015223	精神移動介護11.5H	2,220
移動支援	精神障害	015224	精神移動介護12H	2,302
移動支援	精神障害	015225	精神移動介護12.5H	2,384
移動支援	精神障害	015226	精神移動介護13H	2,466
移動支援	精神障害	015227	精神移動介護13.5H	2,548
移動支援	精神障害	015228	精神移動介護14H	2,630
移動支援	精神障害	015229	精神移動介護14.5H	2,712
移動支援	精神障害	015230	精神移動介護15H	2,794
移動支援	精神障害	015231	精神移動介護15.5H	2,876
移動支援	精神障害	015232	精神移動介護16H	2,958
移動支援	精神障害	015233	精神移動介護16.5H	3,040
移動支援	精神障害	015234	精神移動介護17H	3,122
移動支援	精神障害	015235	精神移動介護17.5H	3,204
移動支援	精神障害	015236	精神移動介護18H	3,286
移動支援	精神障害	015237	精神移動介護18.5H	3,368
移動支援	精神障害	015238	精神移動介護19H	3,450
移動支援	精神障害	015239	精神移動介護19.5H	3,532
移動支援	精神障害	015240	精神移動介護20H	3,614
移動支援	精神障害	015241	精神移動介護20.5H	3,696
移動支援	精神障害	015242	精神移動介護21H	3,778
移動支援	精神障害	015243	精神移動介護21.5H	3,860
移動支援	精神障害	015244	精神移動介護22H	3,942
移動支援	精神障害	015245	精神移動介護22.5H	4,024
移動支援	精神障害	015246	精神移動介護23H	4,106
移動支援	精神障害	015247	精神移動介護23.5H	4,188
移動支援	精神障害	015248	精神移動介護24H	4,270
移動支援	精神障害	015251	精神移動介護二人0.5H	230
移動支援	精神障害	015252	精神移動介護二人1H	400
移動支援	精神障害	015253	精神移動介護二人1.5H	580
移動支援	精神障害	015254	精神移動介護二人2H	662
移動支援	精神障害	015255	精神移動介護二人2.5H	744
移動支援	精神障害	015256	精神移動介護二人3H	826
移動支援	精神障害	015257	精神移動介護二人3.5H	908
移動支援	精神障害	015258	精神移動介護二人4H	990
移動支援	精神障害	015259	精神移動介護二人4.5H	1,072
移動支援	精神障害	015260	精神移動介護二人5H	1,154
移動支援	精神障害	015261	精神移動介護二人5.5H	1,236
移動支援	精神障害	015262	精神移動介護二人6H	1,318
移動支援	精神障害	015263	精神移動介護二人6.5H	1,400
移動支援	精神障害	015264	精神移動介護二人7H	1,482
移動支援	精神障害	015265	精神移動介護二人7.5H	1,564
移動支援	精神障害	015266	精神移動介護二人8H	1,646
移動支援	精神障害	015267	精神移動介護二人8.5H	1,728
移動支援	精神障害	015268	精神移動介護二人9H	1,810
移動支援	精神障害	015269	精神移動介護二人9.5H	1,892
移動支援	精神障害	015270	精神移動介護二人10H	1,974
移動支援	精神障害	015271	精神移動介護二人10.5H	2,056

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	精神障害	015272	精神移動介護二人11H	2,138
移動支援	精神障害	015273	精神移動介護二人11.5H	2,220
移動支援	精神障害	015274	精神移動介護二人12H	2,302
移動支援	精神障害	015275	精神移動介護二人12.5H	2,384
移動支援	精神障害	015276	精神移動介護二人13H	2,466
移動支援	精神障害	015277	精神移動介護二人13.5H	2,548
移動支援	精神障害	015278	精神移動介護二人14H	2,630
移動支援	精神障害	015279	精神移動介護二人14.5H	2,712
移動支援	精神障害	015280	精神移動介護二人15H	2,794
移動支援	精神障害	015281	精神移動介護二人15.5H	2,876
移動支援	精神障害	015282	精神移動介護二人16H	2,958
移動支援	精神障害	015283	精神移動介護二人16.5H	3,040
移動支援	精神障害	015284	精神移動介護二人17H	3,122
移動支援	精神障害	015285	精神移動介護二人17.5H	3,204
移動支援	精神障害	015286	精神移動介護二人18H	3,286
移動支援	精神障害	015287	精神移動介護二人18.5H	3,368
移動支援	精神障害	015288	精神移動介護二人19H	3,450
移動支援	精神障害	015289	精神移動介護二人19.5H	3,532
移動支援	精神障害	015290	精神移動介護二人20H	3,614
移動支援	精神障害	015291	精神移動介護二人20.5H	3,696
移動支援	精神障害	015292	精神移動介護二人21H	3,778
移動支援	精神障害	015293	精神移動介護二人21.5H	3,860
移動支援	精神障害	015294	精神移動介護二人22H	3,942
移動支援	精神障害	015295	精神移動介護二人22.5H	4,024
移動支援	精神障害	015296	精神移動介護二人23H	4,106
移動支援	精神障害	015297	精神移動介護二人23.5H	4,188
移動支援	精神障害	015298	精神移動介護二人24H	4,270
移動支援	難病患者等	016101	難病移動0.5H	80
移動支援	難病患者等	016102	難病移動1H	150
移動支援	難病患者等	016103	難病移動1.5H	225
移動支援	難病患者等	016104	難病移動2H	300
移動支援	難病患者等	016105	難病移動2.5H	375
移動支援	難病患者等	016106	難病移動3H	450
移動支援	難病患者等	016107	難病移動3.5H	525
移動支援	難病患者等	016108	難病移動4H	600
移動支援	難病患者等	016109	難病移動4.5H	675
移動支援	難病患者等	016110	難病移動5H	750
移動支援	難病患者等	016111	難病移動5.5H	825
移動支援	難病患者等	016112	難病移動6H	900
移動支援	難病患者等	016113	難病移動6.5H	975
移動支援	難病患者等	016114	難病移動7H	1,050
移動支援	難病患者等	016115	難病移動7.5H	1,125
移動支援	難病患者等	016116	難病移動8H	1,200
移動支援	難病患者等	016117	難病移動8.5H	1,275
移動支援	難病患者等	016118	難病移動9H	1,350
移動支援	難病患者等	016119	難病移動9.5H	1,425
移動支援	難病患者等	016120	難病移動10H	1,500
移動支援	難病患者等	016121	難病移動10.5H	1,575
移動支援	難病患者等	016122	難病移動11H	1,650
移動支援	難病患者等	016123	難病移動11.5H	1,725
移動支援	難病患者等	016124	難病移動12H	1,800
移動支援	難病患者等	016125	難病移動12.5H	1,875
移動支援	難病患者等	016126	難病移動13H	1,950
移動支援	難病患者等	016127	難病移動13.5H	2,025
移動支援	難病患者等	016128	難病移動14H	2,100
移動支援	難病患者等	016129	難病移動14.5H	2,175
移動支援	難病患者等	016130	難病移動15H	2,250
移動支援	難病患者等	016131	難病移動15.5H	2,325

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	難病患者等	016132	難病移動16H	2,400
移動支援	難病患者等	016133	難病移動16.5H	2,475
移動支援	難病患者等	016134	難病移動17H	2,550
移動支援	難病患者等	016135	難病移動17.5H	2,625
移動支援	難病患者等	016136	難病移動18H	2,700
移動支援	難病患者等	016137	難病移動18.5H	2,775
移動支援	難病患者等	016138	難病移動19H	2,850
移動支援	難病患者等	016139	難病移動19.5H	2,925
移動支援	難病患者等	016140	難病移動20H	3,000
移動支援	難病患者等	016141	難病移動20.5H	3,075
移動支援	難病患者等	016142	難病移動21H	3,150
移動支援	難病患者等	016143	難病移動21.5H	3,225
移動支援	難病患者等	016144	難病移動22H	3,300
移動支援	難病患者等	016145	難病移動22.5H	3,375
移動支援	難病患者等	016146	難病移動23H	3,450
移動支援	難病患者等	016147	難病移動23.5H	3,525
移動支援	難病患者等	016148	難病移動24H	3,600
移動支援	難病患者等	016151	難病移動二人0.5H	80
移動支援	難病患者等	016152	難病移動二人1H	150
移動支援	難病患者等	016153	難病移動二人1.5H	225
移動支援	難病患者等	016154	難病移動二人2H	300
移動支援	難病患者等	016155	難病移動二人2.5H	375
移動支援	難病患者等	016156	難病移動二人3H	450
移動支援	難病患者等	016157	難病移動二人3.5H	525
移動支援	難病患者等	016158	難病移動二人4H	600
移動支援	難病患者等	016159	難病移動二人4.5H	675
移動支援	難病患者等	016160	難病移動二人5H	750
移動支援	難病患者等	016161	難病移動二人5.5H	825
移動支援	難病患者等	016162	難病移動二人6H	900
移動支援	難病患者等	016163	難病移動二人6.5H	975
移動支援	難病患者等	016164	難病移動二人7H	1,050
移動支援	難病患者等	016165	難病移動二人7.5H	1,125
移動支援	難病患者等	016166	難病移動二人8H	1,200
移動支援	難病患者等	016167	難病移動二人8.5H	1,275
移動支援	難病患者等	016168	難病移動二人9H	1,350
移動支援	難病患者等	016169	難病移動二人9.5H	1,425
移動支援	難病患者等	016170	難病移動二人10H	1,500
移動支援	難病患者等	016171	難病移動二人10.5H	1,575
移動支援	難病患者等	016172	難病移動二人11H	1,650
移動支援	難病患者等	016173	難病移動二人11.5H	1,725
移動支援	難病患者等	016174	難病移動二人12H	1,800
移動支援	難病患者等	016175	難病移動二人12.5H	1,875
移動支援	難病患者等	016176	難病移動二人13H	1,950
移動支援	難病患者等	016177	難病移動二人13.5H	2,025
移動支援	難病患者等	016178	難病移動二人14H	2,100
移動支援	難病患者等	016179	難病移動二人14.5H	2,175
移動支援	難病患者等	016180	難病移動二人15H	2,250
移動支援	難病患者等	016181	難病移動二人15.5H	2,325
移動支援	難病患者等	016182	難病移動二人16H	2,400
移動支援	難病患者等	016183	難病移動二人16.5H	2,475
移動支援	難病患者等	016184	難病移動二人17H	2,550
移動支援	難病患者等	016185	難病移動二人17.5H	2,625
移動支援	難病患者等	016186	難病移動二人18H	2,700
移動支援	難病患者等	016187	難病移動二人18.5H	2,775
移動支援	難病患者等	016188	難病移動二人19H	2,850
移動支援	難病患者等	016189	難病移動二人19.5H	2,925
移動支援	難病患者等	016190	難病移動二人20H	3,000
移動支援	難病患者等	016191	難病移動二人20.5H	3,075

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	難病患者等	016192	難病移動二人21H	3,150
移動支援	難病患者等	016193	難病移動二人21.5H	3,225
移動支援	難病患者等	016194	難病移動二人22H	3,300
移動支援	難病患者等	016195	難病移動二人22.5H	3,375
移動支援	難病患者等	016196	難病移動二人23H	3,450
移動支援	難病患者等	016197	難病移動二人23.5H	3,525
移動支援	難病患者等	016198	難病移動二人24H	3,600
移動支援	難病患者等	016201	難病移動介護0.5H	230
移動支援	難病患者等	016202	難病移動介護1H	400
移動支援	難病患者等	016203	難病移動介護1.5H	580
移動支援	難病患者等	016204	難病移動介護2H	662
移動支援	難病患者等	016205	難病移動介護2.5H	744
移動支援	難病患者等	016206	難病移動介護3H	826
移動支援	難病患者等	016207	難病移動介護3.5H	908
移動支援	難病患者等	016208	難病移動介護4H	990
移動支援	難病患者等	016209	難病移動介護4.5H	1,072
移動支援	難病患者等	016210	難病移動介護5H	1,154
移動支援	難病患者等	016211	難病移動介護5.5H	1,236
移動支援	難病患者等	016212	難病移動介護6H	1,318
移動支援	難病患者等	016213	難病移動介護6.5H	1,400
移動支援	難病患者等	016214	難病移動介護7H	1,482
移動支援	難病患者等	016215	難病移動介護7.5H	1,564
移動支援	難病患者等	016216	難病移動介護8H	1,646
移動支援	難病患者等	016217	難病移動介護8.5H	1,728
移動支援	難病患者等	016218	難病移動介護9H	1,810
移動支援	難病患者等	016219	難病移動介護9.5H	1,892
移動支援	難病患者等	016220	難病移動介護10H	1,974
移動支援	難病患者等	016221	難病移動介護10.5H	2,056
移動支援	難病患者等	016222	難病移動介護11H	2,138
移動支援	難病患者等	016223	難病移動介護11.5H	2,220
移動支援	難病患者等	016224	難病移動介護12H	2,302
移動支援	難病患者等	016225	難病移動介護12.5H	2,384
移動支援	難病患者等	016226	難病移動介護13H	2,466
移動支援	難病患者等	016227	難病移動介護13.5H	2,548
移動支援	難病患者等	016228	難病移動介護14H	2,630
移動支援	難病患者等	016229	難病移動介護14.5H	2,712
移動支援	難病患者等	016230	難病移動介護15H	2,794
移動支援	難病患者等	016231	難病移動介護15.5H	2,876
移動支援	難病患者等	016232	難病移動介護16H	2,958
移動支援	難病患者等	016233	難病移動介護16.5H	3,040
移動支援	難病患者等	016234	難病移動介護17H	3,122
移動支援	難病患者等	016235	難病移動介護17.5H	3,204
移動支援	難病患者等	016236	難病移動介護18H	3,286
移動支援	難病患者等	016237	難病移動介護18.5H	3,368
移動支援	難病患者等	016238	難病移動介護19H	3,450
移動支援	難病患者等	016239	難病移動介護19.5H	3,532
移動支援	難病患者等	016240	難病移動介護20H	3,614
移動支援	難病患者等	016241	難病移動介護20.5H	3,696
移動支援	難病患者等	016242	難病移動介護21H	3,778
移動支援	難病患者等	016243	難病移動介護21.5H	3,860
移動支援	難病患者等	016244	難病移動介護22H	3,942
移動支援	難病患者等	016245	難病移動介護22.5H	4,024
移動支援	難病患者等	016246	難病移動介護23H	4,106
移動支援	難病患者等	016247	難病移動介護23.5H	4,188
移動支援	難病患者等	016248	難病移動介護24H	4,270
移動支援	難病患者等	016251	難病移動介護二人0.5H	230
移動支援	難病患者等	016252	難病移動介護二人1H	400
移動支援	難病患者等	016253	難病移動介護二人1.5H	580

## 移動支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
移動支援	難病患者等	016254	難病移動介護 二人2H	662
移動支援	難病患者等	016255	難病移動介護 二人2.5H	744
移動支援	難病患者等	016256	難病移動介護 二人3H	826
移動支援	難病患者等	016257	難病移動介護 二人3.5H	908
移動支援	難病患者等	016258	難病移動介護 二人4H	990
移動支援	難病患者等	016259	難病移動介護 二人4.5H	1,072
移動支援	難病患者等	016260	難病移動介護 二人5H	1,154
移動支援	難病患者等	016261	難病移動介護 二人5.5H	1,236
移動支援	難病患者等	016262	難病移動介護 二人6H	1,318
移動支援	難病患者等	016263	難病移動介護 二人6.5H	1,400
移動支援	難病患者等	016264	難病移動介護 二人7H	1,482
移動支援	難病患者等	016265	難病移動介護 二人7.5H	1,564
移動支援	難病患者等	016266	難病移動介護 二人8H	1,646
移動支援	難病患者等	016267	難病移動介護 二人8.5H	1,728
移動支援	難病患者等	016268	難病移動介護 二人9H	1,810
移動支援	難病患者等	016269	難病移動介護 二人9.5H	1,892
移動支援	難病患者等	016270	難病移動介護 二人10H	1,974
移動支援	難病患者等	016271	難病移動介護 二人10.5H	2,056
移動支援	難病患者等	016272	難病移動介護 二人11H	2,138
移動支援	難病患者等	016273	難病移動介護 二人11.5H	2,220
移動支援	難病患者等	016274	難病移動介護 二人12H	2,302
移動支援	難病患者等	016275	難病移動介護 二人12.5H	2,384
移動支援	難病患者等	016276	難病移動介護 二人13H	2,466
移動支援	難病患者等	016277	難病移動介護 二人13.5H	2,548
移動支援	難病患者等	016278	難病移動介護 二人14H	2,630
移動支援	難病患者等	016279	難病移動介護 二人14.5H	2,712
移動支援	難病患者等	016280	難病移動介護 二人15H	2,794
移動支援	難病患者等	016281	難病移動介護 二人15.5H	2,876
移動支援	難病患者等	016282	難病移動介護 二人16H	2,958
移動支援	難病患者等	016283	難病移動介護 二人16.5H	3,040
移動支援	難病患者等	016284	難病移動介護 二人17H	3,122
移動支援	難病患者等	016285	難病移動介護 二人17.5H	3,204
移動支援	難病患者等	016286	難病移動介護 二人18H	3,286
移動支援	難病患者等	016287	難病移動介護 二人18.5H	3,368
移動支援	難病患者等	016288	難病移動介護 二人19H	3,450
移動支援	難病患者等	016289	難病移動介護 二人19.5H	3,532
移動支援	難病患者等	016290	難病移動介護 二人20H	3,614
移動支援	難病患者等	016291	難病移動介護 二人20.5H	3,696
移動支援	難病患者等	016292	難病移動介護 二人21H	3,778
移動支援	難病患者等	016293	難病移動介護 二人21.5H	3,860
移動支援	難病患者等	016294	難病移動介護 二人22H	3,942
移動支援	難病患者等	016295	難病移動介護 二人22.5H	4,024
移動支援	難病患者等	016296	難病移動介護 二人23H	4,106
移動支援	難病患者等	016297	難病移動介護 二人23.5H	4,188
移動支援	難病患者等	016298	難病移動介護 二人24H	4,270





## 地域活動支援センター事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025110	精神デイ(基本)単独4H未満	225
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025120	精神デイ(基本)単独4H以上6H未満	376
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025130	精神デイ(基本)単独6H以上	488
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025210	精神デイ(基本)単独減算4H未満	158
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025220	精神デイ(基本)単独減算4H以上6H未満	263
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025230	精神デイ(基本)単独減算6H以上	342
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025310	精神デイ(基本)併設4H未満	157
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025320	精神デイ(基本)併設4H以上6H未満	262
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025330	精神デイ(基本)併設6H以上	341
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025410	精神デイ(基本)併設減算4H未満	110
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025420	精神デイ(基本)併設減算4H以上6H未満	183
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025430	精神デイ(基本)併設減算6H以上	239
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025991	精神デイ(基本)加算送迎	54
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025992	精神デイ(基本)加算入浴	40
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	精神障害	025993	精神デイ(基本)加算給食	42
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026110	難病デイ(基本)単独4H未満	295
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026120	難病デイ(基本)単独4H以上6H未満	491
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026130	難病デイ(基本)単独6H以上	638
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026210	難病デイ(基本)単独減算4H未満	207
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026220	難病デイ(基本)単独減算4H以上6H未満	344
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026230	難病デイ(基本)単独減算6H以上	447
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026991	難病デイ(基本)加算送迎	54
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026992	難病デイ(基本)加算入浴	40
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026993	難病デイ(基本)加算給食	42
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026510	難病デイ(作業)単独4H未満	113
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026520	難病デイ(作業)単独4H以上6H未満	190
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026530	難病デイ(作業)単独6H以上	246
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026610	難病デイ(作業)単独減算4H未満	79
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026620	難病デイ(作業)単独減算4H以上6H未満	133
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026630	難病デイ(作業)単独減算6H以上	172
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026310	難病デイ(基本)併設4H未満	226
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026320	難病デイ(基本)併設4H以上6H未満	378
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026630	難病デイ(基本)併設6H以上	491
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026410	難病デイ(基本)併設減算4H未満	158
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026420	難病デイ(基本)併設減算4H以上6H未満	265
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026430	難病デイ(基本)併設減算6H以上	344
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026710	難病デイ(作業)併設4H未満	45
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026720	難病デイ(作業)併設4H以上6H未満	76
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026730	難病デイ(作業)併設6H以上	99
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026810	難病デイ(作業)併設減算4H未満	32
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026820	難病デイ(作業)併設減算4H以上6H未満	53
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026830	難病デイ(作業)併設減算6H以上	69
地域活動支援センター(障害者デイサービス)	難病患者等	026091	難病デイ(作業)加算送迎	54

## 日中一時支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031111	身体一時基本4時間未満区分1	179
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031112	身体一時基本4時間未満区分2	159
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031113	身体一時基本4時間未満区分3	150
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031121	身体一時基本4時間以上8時間未満区分1	357
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031122	身体一時基本4時間以上8時間未満区分2	318
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031123	身体一時基本4時間以上8時間未満区分3	301
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031131	身体一時基本8時間以上区分1	536
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031132	身体一時基本8時間以上区分2	477
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031133	身体一時基本8時間以上区分3	451
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031191	身体一時基本加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031193	身体一時基本加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031210	身体一時遷延性医療4時間未満	338
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031220	身体一時遷延性医療4時間以上8時間未満	676
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031230	身体一時遷延性医療8時間以上	1,014
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031291	身体一時遷延性医療加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031293	身体一時遷延性医療加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031311	身体一時遷延性福祉4時間未満区分1	179
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031312	身体一時遷延性福祉4時間未満区分2	159
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031313	身体一時遷延性福祉4時間未満区分3	150
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031321	身体一時遷延性福祉4時間以上8時間未満区分1	357
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031322	身体一時遷延性福祉4時間以上8時間未満区分2	318
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031323	身体一時遷延性福祉4時間以上8時間未満区分3	301
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031331	身体一時遷延性福祉8時間以上区分1	536
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031332	身体一時遷延性福祉8時間以上区分2	477
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031333	身体一時遷延性福祉8時間以上区分3	451
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031391	身体一時遷延性福祉加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	身体障害	031393	身体一時遷延性福祉加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032111	知の一時基本4時間未満区分1	177
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032112	知の一時基本4時間未満区分2	159
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032113	知の一時基本4時間未満区分3	94
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032121	知の一時基本4時間以上8時間未満区分1	355
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032122	知の一時基本4時間以上8時間未満区分2	318
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032123	知の一時基本4時間以上8時間未満区分3	188
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032131	知の一時基本8時間以上区分1	532
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032132	知の一時基本8時間以上区分2	477
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032133	知の一時基本8時間以上区分3	282
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032191	知の一時基本加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032193	知の一時基本加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032410	知の一時重心医療4時間未満	486
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032420	知の一時重心医療4時間以上8時間未満	972
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032430	知の一時重心医療8時間以上	1,457
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032491	知の一時重心医療加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032493	知の一時重心医療加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032511	知の一時重心福祉4時間未満区分1	177
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032512	知の一時重心福祉4時間未満区分2	159
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032513	知の一時重心福祉4時間未満区分3	94
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032521	知の一時重心福祉4時間以上8時間未満区分1	355
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032522	知の一時重心福祉4時間以上8時間未満区分2	318
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032523	知の一時重心福祉4時間以上8時間未満区分3	188
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032531	知の一時重心福祉8時間以上区分1	532
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032532	知の一時重心福祉8時間以上区分2	477
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032533	知の一時重心福祉8時間以上区分3	282
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032591	知の一時重心福祉加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	知的障害	032593	知の一時重心福祉加算給食	42

## 日中一時支援事業サービスコード表

事業種別	障害種別	請求コード	請求名称	単位数
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033111	児童一時基本4時間未満区分1	177
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033112	児童一時基本4時間未満区分2	159
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033113	児童一時基本4時間未満区分3	94
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033121	児童一時基本4時間以上8時間未満区分1	355
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033122	児童一時基本4時間以上8時間未満区分2	318
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033123	児童一時基本4時間以上8時間未満区分3	188
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033131	児童一時基本8時間以上区分1	532
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033132	児童一時基本8時間以上区分2	477
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033133	児童一時基本8時間以上区分3	282
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033191	児童一時基本加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033193	児童一時基本加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033210	児童一時遷延性医療4時間未満	338
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033220	児童一時遷延性医療4時間以上8時間未満	676
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033230	児童一時遷延性医療8時間以上	1,014
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033291	児童一時遷延性医療加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033293	児童一時遷延性医療加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033311	児童一時遷延性福祉4時間未満区分1	177
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033312	児童一時遷延性福祉4時間未満区分2	159
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033313	児童一時遷延性福祉4時間未満区分3	94
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033321	児童一時遷延性福祉4時間以上8時間未満区分1	355
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033322	児童一時遷延性福祉4時間以上8時間未満区分2	318
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033323	児童一時遷延性福祉4時間以上8時間未満区分3	188
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033331	児童一時遷延性福祉8時間以上区分1	532
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033332	児童一時遷延性福祉8時間以上区分2	477
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033333	児童一時遷延性福祉8時間以上区分3	282
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033391	児童一時遷延性福祉加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033393	児童一時遷延性福祉加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033410	児童一時重心医療4時間未満	486
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033420	児童一時重心医療4時間以上8時間未満	972
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033430	児童一時重心医療8時間以上	1,457
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033491	児童一時重心医療加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033493	児童一時重心医療加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033511	児童一時重心福祉4時間未満区分1	177
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033512	児童一時重心福祉4時間未満区分2	159
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033513	児童一時重心福祉4時間未満区分3	94
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033521	児童一時重心福祉4時間以上8時間未満区分1	355
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033522	児童一時重心福祉4時間以上8時間未満区分2	318
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033523	児童一時重心福祉4時間以上8時間未満区分3	188
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033531	児童一時重心福祉8時間以上区分1	532
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033532	児童一時重心福祉8時間以上区分2	477
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033533	児童一時重心福祉8時間以上区分3	282
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033591	児童一時重心福祉加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	児童	033593	児童一時重心福祉加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	精神障害	035110	精神一時基本4時間未満	158
日中一時支援(日中短期入所)	精神障害	035120	精神一時基本4時間以上8時間未満	316
日中一時支援(日中短期入所)	精神障害	035130	精神一時基本8時間以上	473
日中一時支援(日中短期入所)	精神障害	035191	精神一時基本加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	精神障害	035193	精神一時基本加算給食	42
日中一時支援(日中短期入所)	難病患者等	036110	難病一時基本4時間未満	150
日中一時支援(日中短期入所)	難病患者等	036120	難病一時基本4時間以上8時間未満	301
日中一時支援(日中短期入所)	難病患者等	036130	難病一時基本8時間以上	451
日中一時支援(日中短期入所)	難病患者等	036191	難病一時基本加算送迎	54
日中一時支援(日中短期入所)	難病患者等	036193	難病一時基本加算給食	42

(様式1)

地域生活支援事業請求書

(あて先) 和歌山市長 様

請求金額	十億			百万			千			円
------	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

内 訳	平成		年		月分		
	請求事業名					件数	金額
	合計						

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

事業所番号										
請求事業者	住所 (所在地)	〒								
	電話番号									
	名称									
	職・氏名									

(様式2)

### 地域生活支援事業給付費明細書

(移動支援・地域活動支援センターⅡ型(障害者デイサービス)・日中一時支援)

市町村番号	3	0	2	0	1	8
-------	---	---	---	---	---	---

平成		年		月		分
----	--	---	--	---	--	---

受給者証番号	0	0	0	0	0	0			
支給決定障害者等氏名									
支給決定に係る障害児氏名									

請求事業者	登録事業所番号										
	事業者及びその事業所の名称										

利用者負担上限月額 ①						
-------------	--	--	--	--	--	--

(A) 障害福祉サービス 上限額管理事業所	指定事業所番号											総利用者負担額					
	事業所名称																

(B) 障害児通所支援事業 上限額管理事業所	指定事業所番号											総利用者負担額					
	事業所名称																

(A) + (B)	総利用者負担額											管理結果額					
-----------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--

地域生活支援事業 同一管理事業所	登録事業所番号											同一管理事業所間調整後利用者負担額					
	事業所名称																

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要	

請求額集計欄	サービス種類コード																	合計
	サービス利用日数		日		日		日		日									
	給付単位数																	
	単位数単価	1	0	1	8	円/単位	1	0	0	0	円/単位				円/単位			
	給付率		9	0	/100		9	0	/100		/100		/100		/100			
	総費用額																	
	給付率に基づく	請求額																
		利用者負担額②																
	決定利用者負担額																	
	請求額																	

平成 年 月分 移動支援事業サービス提供実績記録票

受給者証号							受給者氏名 (児童氏名)	事業所番号			
契約量	身体介護を伴う						身体介護を伴わない	事業者及びその事業所			
障害種別							利用者負担上限月額				
身体		知的	児童	精神	難病患者等			円			

日付	曜日	サービス内容	移動支援計画			サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	目的地・移動手段・目的地までの所要時間	サービス提供者印	利用者確認印
			開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間					
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
			: :	: :		: :						
身体介護を伴う 合計			/	/		/	/		/	/	/	
身体介護を伴わない 合計			/	/		/	/		/	/	/	
合計			/	/		/	/		/	/	/	

平成 年 月分 地域活動支援センター事業Ⅱ型(障害者デイサービス)提供実績記録票

受給者証番号	受給者氏名										事業所番号						
	サービス内容及び契約量																事業者及びその事業所
障害種別										区分	利用者負担上限月額						
身体				知的		精神		難病患者等			円						

日付	曜日	支援計画				サービス提供時間					算定日数	摘要	利用者確認印	
		計画日数	食事提供	入浴	送迎	開始時間	終了時間	食事提供	入浴	送迎				
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
						:	:							
合計														

平成 年 月分 日中一時支援事業提供実績記録票

受給者証 番号									受給者氏名 (児童氏名)		事業所番号						
決定支給量											事業者及び その事業所						
障害種別									区分	利用者負担上限月額							
身体	知的	児童	精神	難病患者等						円							

利用日		利用時間		算定日数 (時間数)	送迎	食事 提供	摘 要	利用者 確認印
日付	曜日	開始時間	終了時間					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
		:	:					
合 計								

地域生活支援事業 同一管理事業所間利用者負担上限額調整票

平成  年  月分

市町村番号	3	0	2	0	1	8													
受給者証番号	0	0	0	0	0														
支給決定障害者等氏名																			
支給決定に係る障害児氏名																			
管理事業者	登録事業所番号																		
	事業所及びその事業所の名称																		

利用者負担上限月額  障害福祉サービス・障害児通所支援事業上限管理結果額

項番	1	2	3	4	合計	
事業所番号						
事業所名称						
総費用額						
利用者負担額						
調整後利用者負担額						

利用者負担額集計・調整欄

地域生活支援事業給付費代理受領額通知書

平成 年 月 日

様

事業者名

事業所名

代表者職・氏名

印

1. 対象月 平成 年 月分
2. 種別 移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援
3. 代理受領額 円
4. 受領日 平成 年 月 日

地域生活支援事業契約内容(受給者証記載事項)報告書

平成 年 月 日

和歌山市福祉事務所長 様

事業者番号										
事業者及びその事業所の名称										
代表者職・氏名										

下記のとおり当事業者との契約内容(受給者証記載事項)について報告します。

記

報告対象者

地域生活支援事業受給者証番号	0	0	0	0	0					
支給決定障害者(保護者)氏名						支給決定に係る児童氏名				

契約締結または契約内容変更による契約支給量等の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約日 (又は契約支給量を変更した日)	理由
				<input type="checkbox"/> 1新規契約
				<input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1新規契約
				<input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1新規契約
				<input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1新規契約
				<input type="checkbox"/> 2契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了(変更)した報告

提供を終了する事業者記入欄の番号	サービス内容	提供終了日	提供終了月中の終了日までの既提供量	既契約の契約支給量でのサービス提供を終了する理由
				<input type="checkbox"/> 1契約の終了
				<input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1契約の終了
				<input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1契約の終了
				<input type="checkbox"/> 2契約の変更
				<input type="checkbox"/> 1契約の終了
				<input type="checkbox"/> 2契約の変更

※新規契約の場合は、サービス提供計画(ケアプラン)を添付すること。

和歌山市地域生活支援事業給付費の請求及び受領に関する委任の届出書

(あて先) 和歌山市長 様

平成 年 月 日

委任者	フリガナ		地域生活支援事業受給者証番号												
	氏 名		⑩	0	0	0	0	0							
	生年月日	年 月 日													
	住 所	〒  電話番号													

私は、下記の者を受任者と認め、和歌山市地域生活支援事業給付費について、下記受任者が請求及び受領を行うことを委任します。

記

受任者	事業所番号													
	事業者及びその事業所の名称													
	事業所所在地及び連絡先	〒  電話番号												

和歌山市地域生活支援事業に係る利用者負担上限額調整のための  
 情報取得の同意に関する届出書

(あて先) 和歌山市長 様

平成 年 月 日

委任者	フリガナ		地域生活支援事業受給者証番号											
	氏 名		⑩	0	0	0	0	0						
	生年月日	年 月 日												
	住 所	〒  電話番号												

私の利用者負担額が月額上限を超過する場合に、下記の者が私が契約している障害福祉サービス事業者又は他の地域生活支援事業者から障害福祉サービス又は地域生活支援事業の利用に係る利用者負担額の情報を取得することに同意します。

記

受任者	事業所番号												
	事業者及びその事業所の名称												
	事業所所在地及び連絡先	〒  電話番号											